



ながさき

トラック広報



トピックス

- ◎ 第1回運行管理者試験
- ◎ 不正改造車を排除する運動
- ◎ 優秀運転者顕章候補者の推薦
- ◎ 全ト協要望活動に係る会員事業者からの要望事項の取りまとめ
- ◎ 長崎県トラックドライバーコンテスト

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



1. 令和7年度第1回運行管理者試験のご案内	1
2. 運行管理者試験事前研修のご案内	4
3. 行政だより	
○「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて	5
○トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会	8
4. 全ト協だより	
○優秀運転者顕章候補者の推薦について	9
○「第2回2024年問題対応状況調査」に係る協力依頼について	13
○全ト協要望活動に係る会員事業者からの要望事項の取りまとめについて	14
・令和7年度「『高さ指定道路』に関する要望」の受付について	15
・令和7年度「『重さ指定道路』に関する要望」の受付について	23
・令和7年度「『道路情報の電子化』に関する要望」の受付について	31
○トラック運送業界の景況感（1月～3月期）	38
○軽油価格の調査結果（3月分）	42
5. 協会だより	
○第1回総務委員会の開催状況について	43
○第1回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について	44
○第39回（2025）長崎県トラックドライバーコンテストについて	45
○令和7年度助成事業について	46
○適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	48
6. ドライバー体験記 ～運行管理者としての役割と使命～	52
7. 陸災防だより	
○STOP・熱中症！熱中症対策が義務化されます	53
○陸運と安全衛生	55
○技能講習情報	63
8. 交通共済コーナー	
○交通共済加入のおすすめ	64
9. 諫早T・Sのご案内	66

表紙写真：唐比ハス園（からこはすえん） 長崎県諫早市森山町唐比西

唐比湿地公園内の約2ヘクタールのハス池に、13種類のハスと睡蓮、黄色の小さな花を咲かせ絶滅危惧種に指定されているアサザなどが楽しめます。豊かな自然を満喫しながら間近で美しい花々を楽しむことができるスポットです。ハスの一番の見頃は6月下旬～7月上旬ですが、種類によっては8月頃まで咲く花もあります。ハスは早朝に開花するため、午前中がおすすめです。花言葉は「清らかな心」です。

令和7年度第1回 運行管理者試験 貨物

公 示

1. 試験方法

C B T 試験

※C B T試験とは、問題用紙やマークシートなどの紙を使用せず、パソコンの画面に表示される問題に対しマウス等を用いて解答する試験です。

2. 試験期間

令和7年8月2日(土)～8月31日(日)

3. 試験場所

全国47都道府県で実施します。

4. 受験資格

次の(1)又は(2)の要件を満たす方

- (1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方
- (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方(修了予定の方は、令和7年7月23日までに修了した方)

5. 受験手続

①申請の方法及び期間

申請方法	申請期間
インターネット申請 (新規・再受験)	令和7年6月9日(月)～令和7年7月9日(水)

(公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。(書面申請はありません。)

②試験会場等の予約

試験会場と試験日時を指定された範囲内で申請者が選択できます。

③受験手数料：6,000円(非課税)

6. 合格基準

次の(1)及び(2)の両基準を満たすこと。

- (1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。
- (2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。

出 題 分 野		必要な正解数
①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上
③道路交通法関係	④労働基準法関係	
⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上

7. 試験結果の発表

- (1) 令和7年9月17日(予定)
- (2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。

——— 国土交通大臣指定試験機関 ———



公益財団法人

運行管理者試験センター

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番3号 芝大門116ビル7F

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>

【お問い合わせ】 運行管理者試験コールセンター TEL 03-6635-9400



(掲出期間 公示日～令和7年9月中旬まで)

令和7年度 第1回 運行管理者試験のご案内

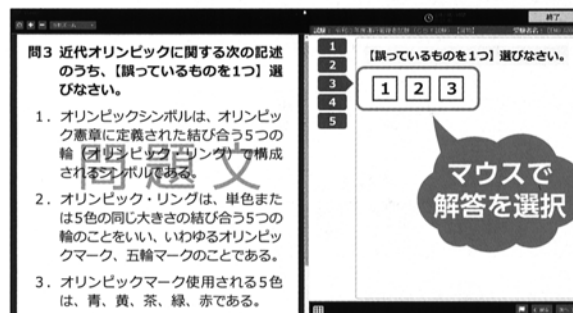
試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

会場・日時選択	
検索条件	
試験日	年 月 日
予約可能期間: 2025/03/05 ~ 2025/04/27	
国選択	Japan
地域選択	
会場名	

【検索結果】	
試験日 2025/04/22	
☐ 空席あり ☐ 若干の空席あり ☐ 選択不可 ☐ 非開催	
ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。	
◯JPM3 / 御茶ノ水ソラシティC	
9:15 10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30	
◯JPM4 / 御茶ノ水ソラシティD	
9:15 10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30	

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和7年6月9日(月) ~ 令和7年7月9日(水)

試験期間

令和7年8月2日(土) ~ 8月31日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。
(試験結果は9月17日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請: 660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請: 860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料: 140円 (税込)

受験資格

実務経験者

- ・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者

- ・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和7年7月23日までに修了) した方

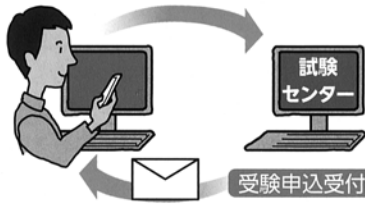
CBT 試験の流れ

受験申請サイト

STEP
01

受験の申請

申請情報入力



受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
 - 申請情報の入力
 - 受験資格情報の入力
 - *実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。
 - *基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。
 - 本人確認書類・顔写真のアップロード
- 申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。

*申請の受付期限までに STEP1 の手続きを完了してください。

STEP
02

書類の審査

審査中



提出書類の審査が完了するまでお待ちください。審査は1週間～10日ほど時間がかかります。

*基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和7年7月23日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。

STEP
03

書類審査完了のご案内



提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

*審査完了後は、所定の期日までに会場・日時の予約が必要です。

STEP
04

CBT試験専用サイトへアクセス



「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールに記載されている受験申請サイト内のマイページにアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配布番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約/受験手数料等の支払」ボタンを押し、CBT 試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押して、会場予約を開始してください。

STEP
05

試験会場と日時の選択・お支払



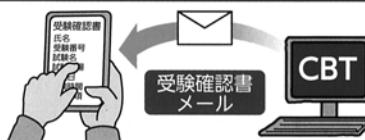
希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

*支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和7年8月1日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。

*支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和7年8月1日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。

STEP
06

申請手続完了



入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

*受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、下記問い合わせ先の運行管理者試験コールセンターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。

STEP
07

試験当日



受験確認書メールに記載された試験日の受付締切時間までに、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、受付締切時間、注意事項等についてご確認ください。)

*試験当日、受付締切時間に遅れたり、顔写真付き本人確認書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。

*試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

CBT試験専用サイト

試験当日

CBT試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



【お問い合わせ】運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400

(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
※オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和7年6月

運行管理者試験受験者・ご担当者 各位

公益社団法人長崎県トラック協会

運行管理者試験事前研修のご案内

令和7年度第1回運行管理者試験が、令和7年8月2日（土）～8月31日（日）までの間に実施されますので、新西海自動車学校主催の事前研修を下記のとおり開催致します。

参加ご希望の方は下記の運行管理者試験事前研修参加申込書を令和7年7月11日（金）迄にFAXして下さい。

試験年度	長崎県の合格率	全国平均合格率
令和5年度 第1回	30.4%	33.5%
令和5年度 第2回	31.7%	34.2%
令和6年度 第1回	30.9%	32.9%
令和6年度 第2回	23.7%	34.1%

記

1. 開催日時

令和7年7月19日（土） 9：30～16：30 の予定

2. 開催場所

長崎市松原町2651-3 長崎県トラック協会「研修会館」 TEL：095-838-2281

2. 申込対象

長崎県トラック協会会員事業者

3. 受講料

会員 7,000 円

※当日受付時に受講料をお支払いください。

4. 講師

新西海自動車学校の専任講師

5. お問い合わせ先

新西海自動車学校 （TEL：0959-27-0136）担当：植田

運行管理者試験事前研修参加申込書

新西海自動車学校 行（FAX：0959-27-1778）

事業者名

連絡担当者名

電話番号

参加者氏名	参加者氏名

行政だより

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

標記の件について、国土交通省より、全ト協を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。
会員事業所におかれては、本運動の主旨を十分にご理解され、実施要領に基づき積極的に不正改造車の排除に努めるようお願いいたします。

※ 自主点検票については7月4日(金)までに県ト協業務課へ郵送またはFAX (095-839-8508)をお願いいたします。

国 自 整 第 8 号

令和7年4月14日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっています。

令和5年11月に北海道において、タイヤのはみ出し等の不正な改造がされた軽自動車のタイヤが走行中に脱落し、歩行者に衝突して意識不明の重体となる痛ましい事故も発生しました。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和7年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても傘下団体及び事業者に対し、別添の実施要領に基づき、積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう適切なご指導をお願いします。

令和7年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和7年4月22日
(公社)全日本トラック協会

1. 目 的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として多くの方が事故の被害に遭われている状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色や点灯状態が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台へのさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

4. 実施内容

- (1) 全ト協機関紙「広報とらっく」に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及び自主点検票を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する。

5. 各都道府県トラック協会へのお願い

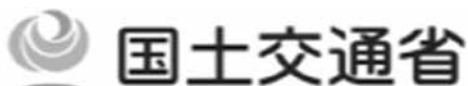
- (1) 全ト協「広報とらっく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各地方トラック協会の運動については、各都道府県トラック協会の強化月間終了後、実施結果を別添4により、速やかに全ト協交通・環境部あてに提出するようお願いします。

以 上

不正改造防止自主点検票

点 検 の 実 施 の 日	年 月 日	点 検 の 実 施 の 者	職 責		
			氏 名		
事 業 者 名					
事 業 場 名					
点 検 事 項	点 検 内 容			チ ャ ッ ク 欄	
				適	要 改 善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)	
		従業員車両	無	有(台)	
		その他	無	有(台)	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				

- 注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。
2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。



運輸局からのお知らせ

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第23回】開催

開催日時：令和7年6月27日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートを実施しています👉

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

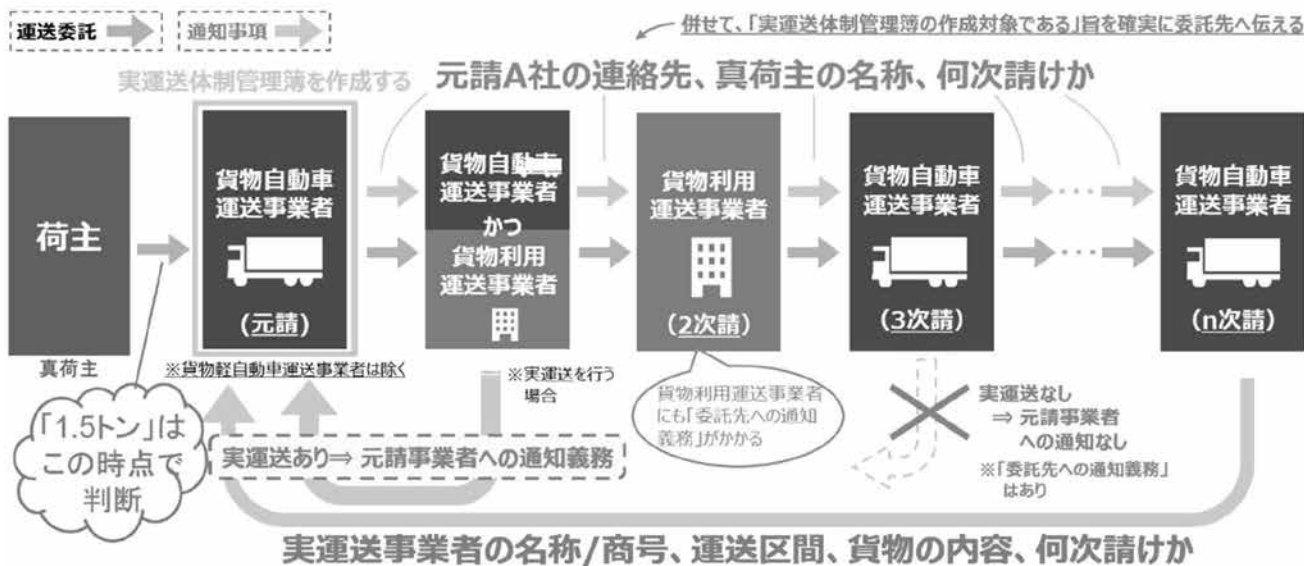
(今月のNEWS) 改正トラック法(実運送体制管理簿作成・元請情報通知義務)について

多重化構造是正のため、まずは現在の運送体制を明らかにしていただく必要があります。そのためR7.4.1より、**真荷主※1**から貨物重量1.5トン以上の運送依頼を受けた**元請トラック事業者**は、「**実運送体制管理簿**」を作成のうえ**1年間**保存し、**荷主の要請により開示する義務を負うことになりました※2**。

実運送体制管理簿の記載事項

- ① 実運送事業者の商号又は名称 ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間 ③ 実運送事業者の請負階層

実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー



- ※1 貨物自動車運送事業法(トラック法)における真荷主
自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。(トラック法12条)
- ※2 以下の場合は運送ごとの作成は不要(一度作ればよい)
元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合。
(系列化等により下請構造が固定化されている場合(真荷主及び元請事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態)を想定。)

【Gメンからのお願い】荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。👉
(例) “いつも荷待ちをさせられる”, “こんな作業までさせられている”, “運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
バーコード

全ト協だより

優秀運転者顕章候補者の推薦について ～金・銀顕章推薦を!!～

例年、全ト協で行われている優秀運転者顕章表彰について、本年度候補者を下記により推薦して頂くようお願いいたします。

記

1. 顕章の贈呈基準及び受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

無事故・無違反期間は、令和7年（2025年）5月末日より遡及し、何年と記入する。

- 金十字章（満20年以上） 平成17年（2005年）6月1日以前
- 銀十字章（満10年以上） { 平成17年（2005年）6月2日から
平成27年（2015年）6月1日まで

2. 前項の無事故・無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。

ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は、無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

3. 提出書類

- ・候補者推薦書
- ・運転記録証明書（写）
- ・無事故無違反証明書（SDカード）（写）

4. その他

- ・過去に受章歴がある場合は、備考欄に記入（〇〇年〇章）し、また運転免許証番号（12桁）等によく確認のうえ間違いのないよう記入して頂かないとコンピュータ処理のため登録・受章・削除等に影響が出ますので十分ご注意下さい。
- ・受章が決まりましたら来年度（令和8年度）の定時総会で表彰する予定です。

5. 提出期限

7月31日(木)までに県ト協（担当 本村）へ郵送または持込

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和7年度）

無事故・無違反開始年月日					基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章
平成	6年	6月2日	～	平成	7年	6月1日	金十字章
	7年	6月2日	～		8年	6月1日	
	8年	6月2日	～		9年	6月1日	
	9年	6月2日	～		10年	6月1日	
	10年	6月2日	～		11年	6月1日	
	11年	6月2日	～		12年	6月1日	
	12年	6月2日	～		13年	6月1日	
	13年	6月2日	～		14年	6月1日	
	14年	6月2日	～		15年	6月1日	
	15年	6月2日	～		16年	6月1日	
	16年	6月2日	～		17年	6月1日	
	17年	6月2日	～		18年	6月1日	銀十字章
	18年	6月2日	～		19年	6月1日	
	19年	6月2日	～		20年	6月1日	
	20年	6月2日	～		21年	6月1日	
	21年	6月2日	～		22年	6月1日	
	22年	6月2日	～		23年	6月1日	
	23年	6月2日	～		24年	6月1日	
	24年	6月2日	～		25年	6月1日	
	25年	6月2日	～		26年	6月1日	
	26年	6月2日	～		27年	6月1日	

「優秀運転者顕章」候補者推薦書（（公社）長崎県トラック協会）

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）	備考
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和7年 5月 末日	号	

推薦者名簿の通し番号

ページ

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

○金章…平成17年6月1日以前
○銀章…平成17年6月2日から平成27年6月1日まで

(〇〇〇トラック協会)

推薦者名簿の通し番号

1	ページ
---	-----

○金章…平成17年6月1日以前
○銀章…平成17年6月2日から平成27年6月1日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運動者顕彰表彰以外には使用いたしません。

「第2回2024年問題対応状況調査」に係る協力依頼について

標記の件について、全ト協より協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡
令和7年5月26日

都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
専務理事 松 崎 宏 則

「第2回2024年問題対応状況調査」に係る協力依頼について

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記「2024年問題対応状況調査」につきまして、昨年11月から本年1月にかけて、各都道府県トラック協会にご協力いただき調査を実施いたしましたが、2024年4月から1年間における時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の遵守状況等について把握するため、第2回「2024年問題対応状況調査」を実施することといたしました。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴協会の会報誌・ホームページやメール、FAX等の各種ツールによりまして、会員事業者の回答にご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. アンケート回答方法

インターネットを用いたWeb調査

[全ト協ホームページのトップページ掲載のバナーあるいは下記QRコードから回答]

<QRコード>



2. 回答期限

令和7年6月30日（月）

以 上

◇本件お問合わせ先

公益社団法人全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037 FAX：03-3354-1019

全ト協要望活動に係る会員事業者からの要望事項のとりまとめについて

全日本トラック協会より、国土交通省及び警察庁及び道路管理者（自治体等）への以下に係る要望に際し、会員事業者からの要望の取りまとめについて依頼がありましたので、下記のとおりご案内いたします。

- 令和7年度「『高さ指定道路』に関する要望」の受付について
- 令和7年度「『重さ指定道路』に関する要望」の受付について
- 令和7年度「『道路情報の電子化』に関する要望」の受付について

記

1. 提出方法 全ト協 HP (<https://jta.or.jp>) の「新着情報」欄に5/2付で各調査ページへのリンクがありますので、該当ページにて調査要領、提出書類をご確認下さい。
2. 提出締切 令和7年6月23日(月) 必着
3. 提出先 (公社)長崎県トラック協会 業務課
※メール送信やCD-ROM等により、電子ファイルにて提出して下さい。
送信先メールアドレス：gyoumu@nata.or.jp(必ず件名に調査名を明記して下さい)

<本件に係るお問合せ先>

- 全般について (公社)全日本トラック協会 道路・施設部 TEL：03-3354-1091
- 提出先／提出締切日について (公社)長崎県トラック協会 業務課 TEL：095-838-2281

令和 7 年度「高さ指定道路」の指定に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、道路通行時の高さの最高限度を 4.1m（道路法および道路交通法の一般的制限値は 3.8m）とする「高さ指定道路」の指定を希望する区間について、関係行政に対して要望を行うため、各都道府県トラック協会の会員事業者からの要望区間を受け付けます。

要望の受付は各都道府県トラック協会を通じて行います。

1. 対象区間

対象区間は次の①～②の両方を満たすことを条件とします。

①. 通行車両について、次の①～③のいずれかに該当すること。

①背高国際海上コンテナ車

②ダブル連結トラック（高さ 4.1m の基準緩和車両）

③積載物が積載状態で高さ 3.8m を超え 4.1m までの単体物(※)であり、
かつ、要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する車両
※荷姿や積載状態の寸法等について別途書類(任意書式)の添付が必要

【通行車両が自動車運搬用セミトレーラの場合】

自動車運搬用セミトレーラについては、「(一社) 日本陸送協会」にて会員事業者向けに要望区間の取りまとめを行います。

②. 道路について、次の①～③のいずれかに該当する区間を含まないこと。

①トンネル、高架橋や植栽等で物理的な高さ障害がある区間

②「大型車進入禁止」などの禁止区間

③生活道路等を含む区間（駅前、スクールゾーン、住宅街など）

2. 提出ファイル

- ・提出は下表のファイル形式に合わせた電子ファイルを提出して下さい。
- ・提出ファイルの整理のため、提出ファイル名を指定します。
- ・「要望区間票①～②」の作成方法は、記入例や「要望区間票の作成手引き」を参照して下さい。

	ファイル種別	ファイル形式	提出時に付すファイル名
①	要望一覧表	Excel ファイル	事業者名＋一覧表 (例：〇〇運送一覧表)
②	要望区間票①～②	Word ファイル	事業者名＋要望一覧表 A 列の No. (例：〇〇運送 1)
③	荷姿や高さ等が確認できる書類(任意書式)※	Word、PDF 等の電子ファイル	事業者名＋荷姿 (例：〇〇運送荷姿)

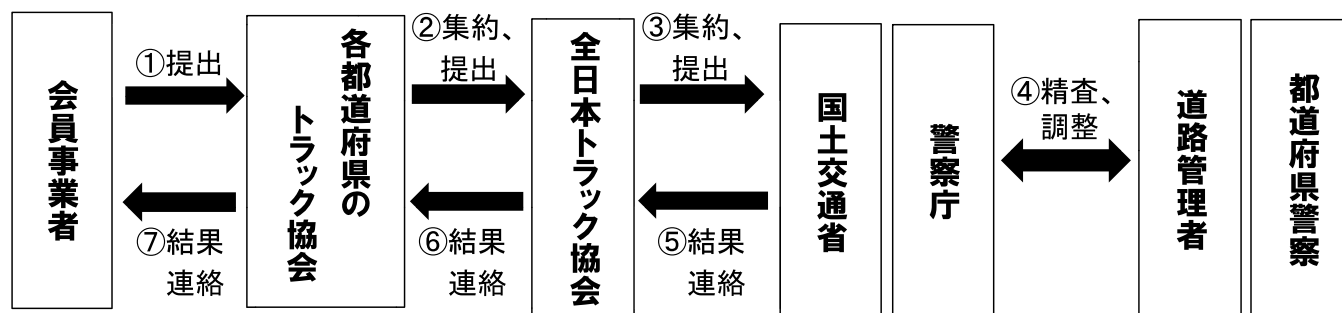
※ 1. ①③に該当する場合に提出

3. 提出先／提出締切日

所属の各都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。

各都道府県トラック協会から全日本トラック協会への提出は令和7年6月30日を目途としています。各都道府県トラック協会ではそれより前に締め切られますのでご注意ください。

4. 要望の流れ



要望結果は当年度の3月(予定)に各都道府県トラック協会を通じてご連絡します。

5. 「高さ指定道路」とは

●国土交通省の案内 https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000023.html

高さ指定道路とは、道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、高さの一般的制限値を4.1メートルとする道路のことです。

<本件の問い合わせ先>

○全般について

(公社)全日本トラック協会 道路・施設部 TEL:03-3354-1091

○提出先／提出締切日について

所属の各都道府県トラック協会

「高さ指定道路」要望区間票 ① ～全日本トラック協会～

要望 No.	要望事業者		道路管理者	交通管理者
路線番号 路線名				
起点交差点番号	住 所	終点交差点番号	住 所	
交 差 点 名 称		交 差 点 名 称		
○電子地図等で要望区間を示してください。				
○要望区間を通行する車両種別 ※次のいずれかに☒を付してください。(□の上で左クリック) ☐ 背高国際海上コンテナ車 ☐ ダブル連結トラック (高さ 4.1m の基準緩和車両) ☐ 上記以外 (積載物が積載状態で高さ 3.8m を超え 4.1m までの単体物であり、かつ、要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する車両) ⇒荷姿等について別途書類(任意書式)の添付が必要				
○要望区間を含めた全体の通行ルートの出発地、到着地の住所を記載してください。 要望区間内に出発地または到着地がある場合は上の電子地図上で場所を示してください。 出発地： 到着地：				

空欄として下さい 「高さ指定道路」要望区間票 ① ～全日本トラック協会～

要望 No.	要望事業者	〇〇運送（株）		道路管理者	交通管理者
路線番号 路線名	鹿沼市道 29 号 〇〇〇線			鹿沼市	栃木県警
起点交差点番号	住 所	終点交差点番号	住 所		
5439660828	鹿沼市さつき町	5439660126	鹿沼市さつき町		
交 差 点 名 称		交 差 点 名 称			

○電子地図等で要望区間を示してください。

注意事項

次の区間を含む場合は要望できません。

- ①トンネル、高架橋や植栽等で物理的な高さ障害がある区間
- ②「大型車進入禁止」などの禁止区間
- ③生活道路等を含む区間（駅前、スクールゾーン、住宅街など）

要望事業者、路線番号・路線名、道路管理者、交通管理者、交差点番号、住所、交差点名称（ある場合）をそれぞれ記入して下さい

【終点】
鹿沼市さつき町
交差点名：
(5439660126)

【起点】
鹿沼市さつき町
交差点名：
(5439660828)

要望区間内に出発地または到着地がある場合は場所を示してください

いずれかに☒を入れ、「上記以外」の場合は荷姿等が分かる書類を添付して下さい

○要望区間を通行する車両種別 ※次のいずれかに☒を付してください。（□の上で左クリック）

- ☒ 背高国際海上コンテナ車
- ☐ ダブル連結トラック（高さ 4.1m の基準緩和車両）
- ☐ 上記以外（積載物が積載状態で高さ 3.8m を超え 4.1m までの単体物であり、かつ、要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する車両）⇒荷姿等について別途書類（任意書式）の添付が必要

○要望区間を含めた全体の通行ルートの出発地、到着地の住所を記入してください。

要望区間内に出発地または到着地がある場合は上の電子地図上で場所を示してください。

出発地：神奈川県横浜市…

到着地：栃木県鹿沼市… 〇〇工場

要望区間を含めた全体のルートがイメージできるように、全体行程の出発地、到着地を記入して下さい

「高さ指定道路」要望区間票 ② ～全日本トラック協会～

要望 No.	道路情報便覧付図（「要望区間票①」の要望区間の該当付図を添付）

記入例

空欄として下さい

「高さ指定道路」要望区間票 ② ～全日本トラック協会～

要望 No.

道路情報便覧付図（「要望区間票Ⅰ」の要望区間の該当付図を添付）



要望区間票の作成手引き①

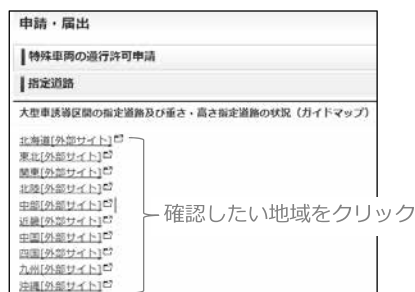
「高さ指定道路」指定状況の確認 ※要望される区間が既に「高さ指定道路」に指定されていないか確認して下さい。

1. 国土交通省「特車ポータルサイト」

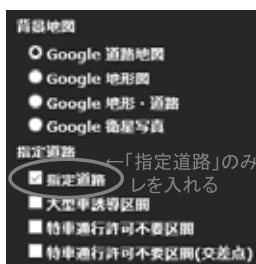
<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html> より、「大型車誘導区間・重さ指定道路・高さ指定道路」をクリック



2. 指定道路の指定状況を確認したい地域をクリック



3. Googleマップ上で指定状況が表示されます。



凡例
指定道路
大型車誘導区間
特車通行許可不要区間
特車通行許可不要区間(交差点)

○表示色により指定状況が分かります。
“黄”“緑”で表示される区間は既に「高さ指定道路」に指定されている区間となります。

- 道路地図や衛星写真等での表示も可能
- 表示する指定道路等の選択が可能

要望区間票の作成手引き① ※次の方法でも指定状況が確認できます

1. 国土交通省「特車ポータルサイト」

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html> より、「道路情報便欄表示システム」をクリック



2. 道路情報便欄が表示され、交差点番号から地点を検索できます。



3. 道路情報便欄上で指定状況が表示されます。



○表示色により指定状況が分かります。
“黄”“緑”で表示される区間は既に「高さ指定道路」に指定されている区間となります。

路線を選択すると 路線情報が表示	<table border="1"> <tr> <td>起点側交差点番号</td> <td>543960028</td> </tr> <tr> <td>終点側交差点番号</td> <td>543960120</td> </tr> <tr> <td>路線名</td> <td>市町村道 鹿沼市29号線 0029号線</td> </tr> <tr> <td>有料区間名</td> <td>鹿沼市</td> </tr> <tr> <td>道路管理者名</td> <td>鹿沼市</td> </tr> <tr> <td>指定区分</td> <td>市道とも通行可能</td> </tr> <tr> <td>指定道路</td> <td>高さ指定道路</td> </tr> <tr> <td>区間延長</td> <td>315m</td> </tr> <tr> <td>大型車誘導区間</td> <td>非該当</td> </tr> <tr> <td>狭小幅員</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>上空</td> <td>0箇所</td> </tr> <tr> <td>曲線</td> <td>0箇所</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>0箇所</td> </tr> <tr> <td>通行規制</td> <td>0箇所</td> </tr> <tr> <td>重複路線</td> <td>なし</td> </tr> </table>	起点側交差点番号	543960028	終点側交差点番号	543960120	路線名	市町村道 鹿沼市29号線 0029号線	有料区間名	鹿沼市	道路管理者名	鹿沼市	指定区分	市道とも通行可能	指定道路	高さ指定道路	区間延長	315m	大型車誘導区間	非該当	狭小幅員	1箇所	上空	0箇所	曲線	0箇所	橋梁	0箇所	通行規制	0箇所	重複路線	なし
起点側交差点番号	543960028																														
終点側交差点番号	543960120																														
路線名	市町村道 鹿沼市29号線 0029号線																														
有料区間名	鹿沼市																														
道路管理者名	鹿沼市																														
指定区分	市道とも通行可能																														
指定道路	高さ指定道路																														
区間延長	315m																														
大型車誘導区間	非該当																														
狭小幅員	1箇所																														
上空	0箇所																														
曲線	0箇所																														
橋梁	0箇所																														
通行規制	0箇所																														
重複路線	なし																														

路線を選択すると色が変わり、路線情報が表示されるので、「指定道路」の項目からも確認できます。

 公益社団法人
全日本トラック協会

要望区間票①

要望区間の道路について次の情報を記入して下さい。
 ※要望区間票は1つの路線番号・路線名ごとに作成して下さい。
 例：連続する経路の市道1号、市道2号を要望する場合、市道1号と市道2号で分けて作成

※起点と終点は明確に記入して下さい。

※地図については、出来るだけ分かりやすいものを添付して下さい。

※要望区間上に立体交差等がある場合、区間上に印（しるし）を付け、高さ障害にならないと思われる理由を付記して下さい。
（例：高さ〇mの立体交差であり、高さ障害にならないと思われるため等）

※「上記以外」の場合、荷姿等が分かる書類を添付して下さい。
(高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物の運送であることを確認するため。)

※要望区間を通行する必要性を確認するために記入して下さい。
 要望区間に出発地または到着地がある場合は地図上に場所を示して下さい。

次の区間を含む場合は要望できません。

- ①トンネル、高架橋や植栽等で物理的な高さ障害がある区間
- ②「大型車進入禁止」などの禁止区間
- ③生活道路等を含む区間（駅前、スクールゾーン、住宅街など）

 公益社団法人
全日本トラック協会

要望区間票②

「要望区間票①」の区間に該当する経路及び交差点番号について、『道路情報便覧付図』を添付して下さい。

[illegible]

ダウンロードした『道路情報便覧付図表示システム』を
起動し、該当区間の『道路情報便覧付図』について、
画像等により要望区間票②に貼り付けて下さい。

令和 7 年度「重さ指定道路」の指定に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、道路通行時の重さの最高限度を 25 トン（道路法における一般的制限値は 20 トン）とする「重さ指定道路」の指定を希望する区間について、関係行政に対して要望を行うため、各都道府県トラック協会の会員事業者からの要望区間を受け付けます。

要望の受付は各都道府県トラック協会を通じて行います。

1. 対象区間

重さについて、車両総重量 25 トンにて特殊車両通行許可が取得可能な区間であること。（要望事業者において、特殊車両通行許可の実績等を踏まえて確認して下さい。）

2. 提出ファイル

- ・提出は下表のファイル形式に合わせた電子ファイルを提出して下さい。
- ・提出ファイルの整理のため、提出ファイル名を指定します。
- ・「要望区間票①～②」の作成方法は、記入例や「要望区間票の作成手引き」を参照して下さい。

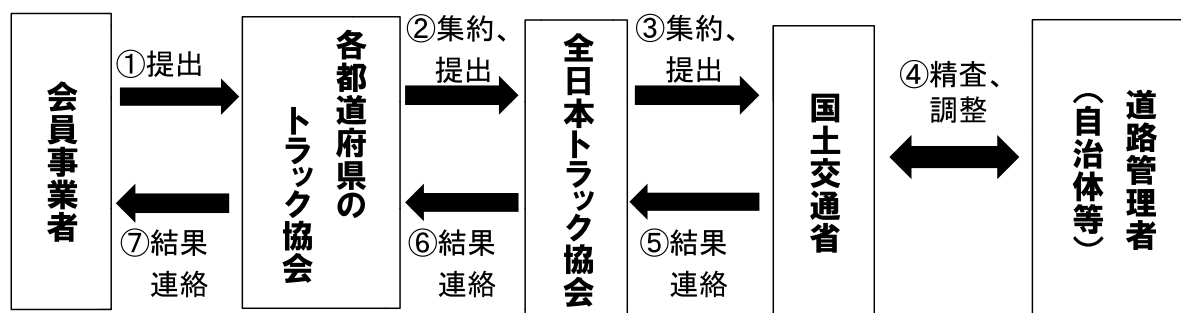
	ファイル種別	ファイル形式	提出時に付すファイル名
①	要望一覧表	Excel ファイル	事業者名＋一覧表 (例：〇〇運送一覧表)
②	要望区間票①～②	Word ファイル	事業者名＋要望一覧表 A 列の No. (例：〇〇運送 1) ※要望区間票①～②は No. ごとに個別 のファイルとして提出して下さい。 例：No. 1、No. 2 がある場合、〇〇運送 1、〇〇運送 2 とファイルを別に作 成して下さい。

3. 提出先／提出締切日

所属の各都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。

各都道府県トラック協会から全日本トラック協会への提出は令和 7 年 6 月 30 日を目途としています。各都道府県トラック協会ではそれより前に締め切られますのでご注意ください。

4. 要望の流れ

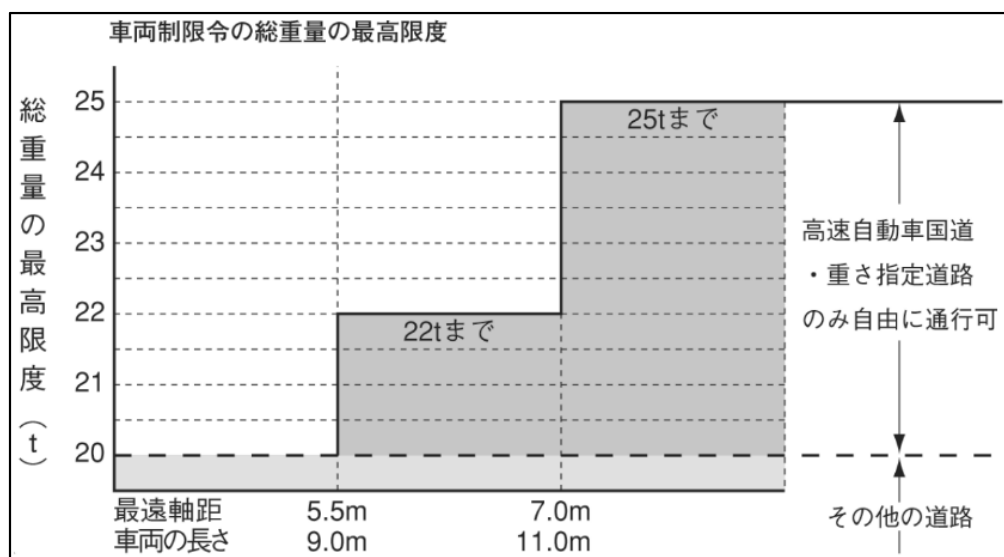


要望結果は当年度の3月(予定)に各都道府県トラック協会を通じてご連絡します。

5. 「重さ指定道路」とは

●国土交通省の案内 https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000023.html

重さ指定道路とは、高速自動車国道または道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸重に応じて最大25トンとする道路のことです。(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)



総重量

20トン(最遠軸距が5.5メートル未満)

22トン(最遠軸距が5.5メートル以上7メートル未満で、貨物が積載されていない状態で長さが9メートル以上の場合。9メートル未満は20トン)

25トン(最遠軸距が7メートル以上で、貨物が積載されていない状態で長さが11メートル以上の場合。9メートル未満20トン、9メートル～11メートルは22トン)

<本件の問い合わせ先>

○全般について

(公社) 全日本トラック協会 道路・施設部 TEL:03-3354-1091

○提出先/提出締切日について

所属の各都道府県トラック協会

「重さ指定道路」要望区間票① ～全日本トラック協会～

要望 No.	要望事業者			道路管理者
路線番号 路線名				
起点交差点番号	住 所	終点交差点番号	住 所	
交 差 点 名 称		交 差 点 名 称		
○電子地図等で要望区間を示してください。				
○要望区間を含めた全体の通行ルートの出発地、到着地の住所を記載してください。 要望区間内に出発地または到着地がある場合は上の電子地図上で場所を示してください。 出発地： 到着地：				

空欄として下さい 「重さ指定道路」要望区間票① ～全日本トラック協会～

要望 No.	要望事業者	〇〇運送株式会社		道路管理者
路線番号 路線名	和歌山県道 36 号 上富田すさみ線			和歌山県
起点交差点番号	住 所		終点交差点番号	住 所
5035240072	すさみ町江住		5035240071	すさみ町江住
交 差 点 名 称	すさみ南 I C ランプ		交 差 点 名 称	道の駅すさみ前

○電子地図等で要望区間を示してください。

要望事業者、路線番号・路線名、
道路管理者、交通管理者、
交差点番号、住所、交差点名称(ある場合)
をそれぞれ記入して下さい



【起点】

住所:すさみ町江住

交差点名:すさみ南ICランプ
(5035240072)

【終点】

住所:すさみ町江住

交差点名:道の駅すさみ前
(5035240071)

○要望区間を含めた全体の通行ルートの出発地、到着地の住所を記載してください。

要望区間内に出発地または到着地がある場合は上の電子地図上で場所を示してください。

出発地:大阪府〇〇市〇〇・・・

到着地:和歌山県〇〇郡〇〇町・・・

要望区間を含めた全体のルートがイメージできるように、
全体行程の出発地、到着地を記入して下さい

「重さ指定道路」要望区間票② ～全日本トラック協会～

要望 No.	道路情報便覧付図（「要望区間票①」の要望区間の該当付図を添付）

空欄として下さい

「重さ指定道路」要望区間票② ～全日本トラック協会～

要望 No.

道路情報便覧付図（「要望区間票①」の要望区間の該当付図を添付）



要望区間票の作成手引き①

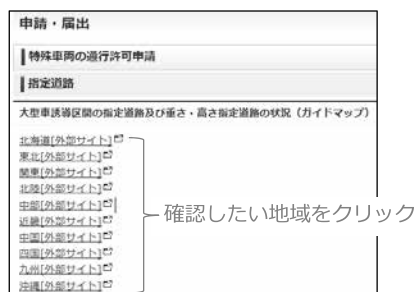
「重さ指定道路」指定状況の確認 ※要望したい区間が既に「重さ指定道路」に指定されていないか確認して下さい。

1. 国土交通省「特車ポータルサイト」

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html> より、「大型車誘導区間・重さ指定道路・高さ指定道路」をクリック

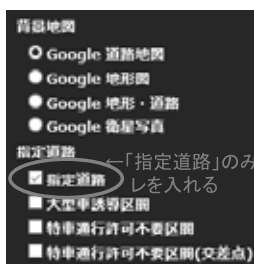


2. 指定道路の指定状況を確認したい地域をクリック



3. Googleマップ上で指定状況が表示されます。

デジタルマップのため、拡大・縮小での表示縮尺の変更、表示箇所の移動ができます。



凡例
重さ指定道路
高さ指定道路
指定道路
特車通行許可
特車通行許可不要区間
特車通行許可不要区間(交差点)

○表示色により指定状況が分かります。
“黄”“青”で表示される区間は既に「重さ指定道路」に指定されている区間となります。

- 道路地図や衛星写真等での表示も可能
- 表示する指定道路等の選択が可能

要望区間票の作成手引き① ※次の方法でも指定状況が確認できます

1. 国土交通省「特車ポータルサイト」

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html> より、「道路情報便覧表示システム」をクリック



2. 道路情報便覧が表示され、交差点番号から地点を検索できます。



3. 道路情報便覧上で指定状況が表示されます。



○表示色により指定状況が分かります。
“黄”“青”で表示される区間は既に「重さ指定道路」に指定されている区間となります。

路線名	市町村道 鹿沼市29号線 0029号線
有料区間名	鹿沼市
道路管理者名	鹿沼市
指定区分	市町村道
指定道路	重さ指定道路
区間延長	315m
大型車誘導区間	非該当
狭小幅員	1箇所
上空	0箇所
曲線	0箇所
橋梁	0箇所
通行規制	0箇所
重複路線	なし

路線を選択すると色が変わり、路線情報が表示されるので、「指定道路」の項目からも確認できます。

 公益社団法人
全日本トラック協会

要望区間票①

※要望区間を通行する必要性を確認するために記入して下さい。
 要望区間に出発地または到着地がある場合は地図上に場所を示して下さい。

重さについて、車両総重量25トンにて特殊車両通行許可が取得可能な区間であること。
※要望事業者において、特殊車両通行許可の実績等を踏まえて確認して下さい。

 公益社団法人
全日本トラック協会

要望区間票②

2. 該当区間の『道路情報便覧付図』を添付



— 30 —

令和7年度「道路情報の電子化」に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行において、特殊車両通行許可制度における審査の迅速化、また、特殊車両通行確認制度の利用向上に向け、国土交通省に対して優先的に「道路情報の電子化」(道路情報便覧への収録)を図る区間について要望を行うため、各都道府県トラック協会の会員事業者からの要望区間を受け付けます。

要望の受付は各都道府県トラック協会を通じて行います。

1. 対象区間

道路法の適用となる次の①～④の道路において、特殊車両の通行のため道路関係情報のデジタル化(道路情報便覧への収録)を希望する区間が対象となります。

- ①高速自動車国道
- ②一般国道
- ③都道府県道
- ④市区町村道

注：本要望は、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行制度に係る道路が対象となり、道路法の適用外となる道路は、本要望の対象となりません。

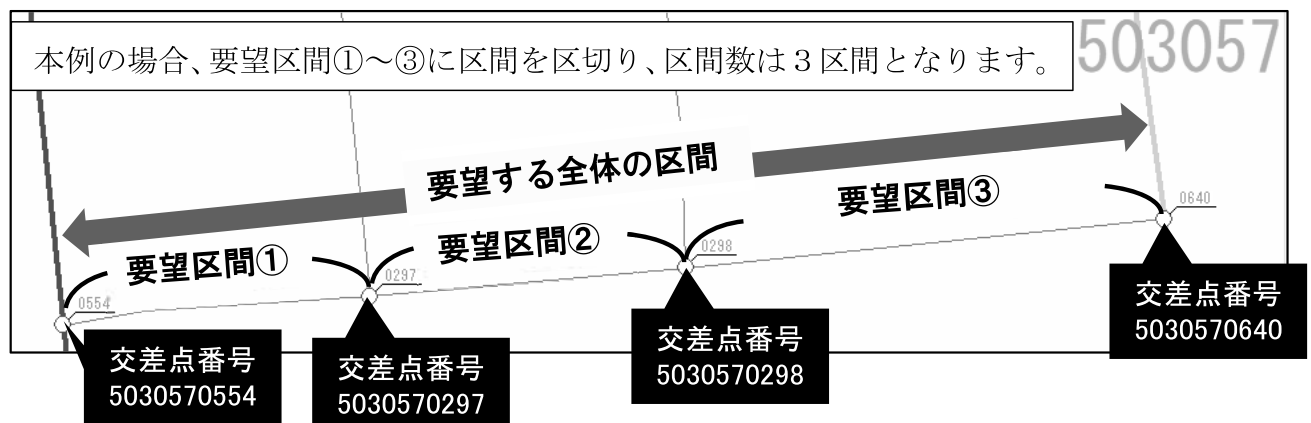
例. 臨港道路(港湾道路)、農道、林道、私道 等

2. 要望区間数の上限

要望区間数の上限は1事業所あたり100区間*とします。

※1区間＝隣り合う交差点番号間を指します。(未収録交差点番号を含む。)

＜区間数の数え方＞



要望区間が未採択道路（道路情報便覧上で線形の表示がない道路）の場合は、該当する路線ごとに要望する始点から終点までを1区間と数えます。

3. 提出ファイル

- ・提出は下表のファイル形式に合わせた電子ファイルを提出して下さい。
- ・ファイルの作成方法は、入力例や「提出ファイルの作成手引き」を参照して下さい。

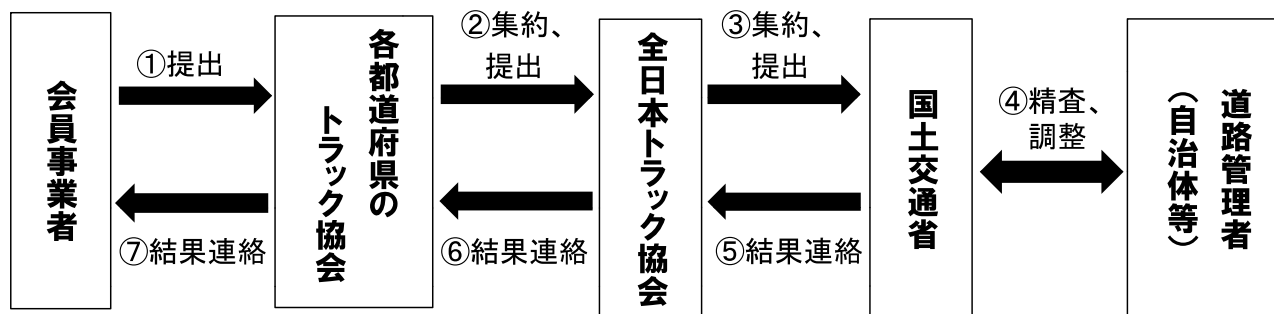
	ファイル種別	ファイル形式
①	「道路情報の電子化」要望提出票	Excel ファイル
②	①の要望区間に該当する道路情報便覧付図等の地図	PDF ファイルや地図画像等を Word ファイルに貼付した電子ファイル

4. 提出先／提出締切日

所属の各都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。

各都道府県トラック協会から全日本トラック協会への提出は令和7年6月30日を目途としています。各都道府県トラック協会ではそれより前に締め切られますのでご注意ください。

5. 要望の流れ



要望結果は当年度の3月(予定)に各都道府県トラック協会を通じてご連絡します。

<本件の問い合わせ先>

○全般について

(公社) 全日本トラック協会 道路・施設部 TEL:03-3354-1091

○提出先／提出締切日について

所属の各都道府県トラック協会

令和7年度「道路情報の電子化」要望 提出ファイルの作成の手引き

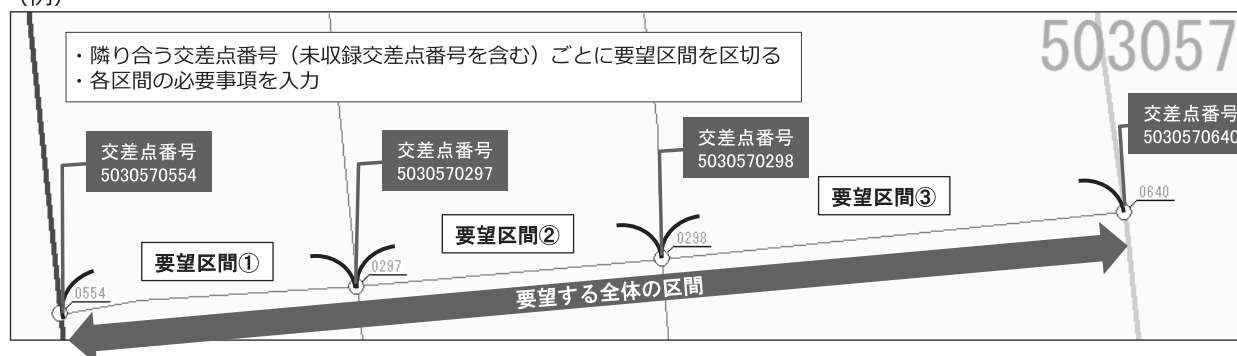
1. 要望提出票 p. 1
2. 要望区間の道路情報便欄付図等の地図 p. 4
3. (参考)「道路情報便欄付図表示システム」の
利用方法について p. 6

1. 要望提出票

(1) 入力する要望区間について

要望する区間の経路上に交差点番号が付されている場合は、隣り合う交差点番号（未収録の交差点番号を含む）ごとに要望区間を区切り、各区間の必要事項を入力して下さい。

(例)



- ・上記の場合、要望区間①～③に区間を区切り、区間数は3区間として数えます。

要望区間①：5030570554～5030570297
 要望区間②：5030570297～5030570298
 要望区間③：5030570298～5030570640 } 3区間

➡ 3区間それぞれの必要事項を入力します（次ページ）

1. 要望提出票

(2) 必要事項について

令和7年度「道路情報の電子化」要望提出票												
(各都道府県トラック協会 入力欄) 返信先担当者名: _____ 返信先メールアドレス: _____												
①	②	③	④	⑤	⑥		⑦		⑧			
地図No	要望区間 交差点番号1 (始点)	交差点番号2 (終点)	道路種別	距離 (m) [任意入力]	区間所在地		過去5年間(R2~R6)の特車許可の申請実績		要望事業者情報			
					都道府県名	市区町村名	有→1 無→0	実績が「無」の場合は要望理由を入力	事業者名	部署・担当者名	連絡先 電話番号	連絡先 メールアドレス
1	5030570297	5030570554	市町村道	64	福岡県	苅田町	1		ABC貨物(株)	運輸部 貨物 太郎	00-0000-0000	〇×△□@xxxx.co.jp
1	5030570297	5030570298	市町村道	67	福岡県	苅田町	1		ABC貨物(株)	運輸部 貨物 太郎	00-0000-0000	〇×△□@xxxx.co.jp
1	5030570298	5030570640	市町村道	101	福岡県	苅田町	0	個別審査に時間を要するため申請していないが、収録されて個別審査が無ければ収録短縮となるこの区間を通行したいため	ABC貨物(株)	運輸部 貨物 太郎	00-0000-0000	〇×△□@xxxx.co.jp
2	999999	999999		180	東京都	江戸川区	1		ABC貨物(株)	運輸部 貨物 太郎	00-0000-0000	〇×△□@xxxx.co.jp

入力項目	入力	入力内容
①地図No	必須	要望区間に対して添付する地図のNo
②要望区間 交差点番号1 (始点)	必須	要望区間の始点となる交差点番号 (始点箇所に交差点番号が付されていない場合は「999999」と入力)
③要望区間 交差点番号2 (終点)	必須	要望区間の終点となる交差点番号 (終点箇所に交差点番号が付されていない場合は「999999」と入力)
④道路種別	必須	次の該当する道路種別 ※未採択道路の場合は入力不要 ・高速自動車国道 ・一般国道 ・都道府県道 ・市町村道
⑤距離 (m)	任意	要望区間の距離
⑥区間所在地	必須	要望区間の所在地 (都道府県名+市区町村名)
⑦過去5年間(R2~R6)の特車許可申請の実績	必須	要望区間における過去5年間(令和2年~令和6年)の特車両通行許可の申請実績の有無(有→1、無→0) 無の場合は、要望理由
⑧要望事業者情報	必須	事業者名、部署・担当者名、連絡先電話番号、連絡先メールアドレス (不明点等がある場合、お問い合わせさせていただくことがあります。)

1. 要望提出票

【「道路情報便欄付図表示システム」を利用した入力項目②~⑤の確認】

道路情報便欄付図表示システムの「検索」にて、住所や交差点番号などから検索することができます。

道路情報便欄付図表示システム Ver.20240701

7/14(F) 地域選択(A) 表示コントロール(C) 交差点番号選択(D) ②未収録交差点番号表示のアイコンを選択

①スパン情報のアイコンを選択

地図ウィンドウ

入力項目②「交差点番号1 (始点)」

入力項目③「交差点番号2 (終点)」

入力項目④「道路種別」

入力項目⑤「距離 (m)」

④表示されたスパン情報から入力する内容を確認

③要望区間を選択 (区間のスパン情報が表示されます) 区間を選択すると線が黄色に変わります

スパン情報

スパン番号 5030570297-5030570554

※未収録道路の場合はリンク番号

管理者 苅田町等

道路種別 市町村道等

路線番号 0

スパン長 64 m

指定道路 未収録道路

重複情報

大型誘導区間

許可不要区間

閉じる

2. 要望区間の道路情報便欄付図等の地図

(1) 道路情報便欄付図表示システムに区間の表示がある場合（線形の表示がある区間）

道路情報便欄付図表示システムを元に地図を作成して下さい。

<提出票と見比べた例>

①	②	③	④	⑤	⑥	
地図No	要望区間		道路種別	距離 (m) [任意入力]	区間所在地	
	交差点番号1 (始点)	交差点番号2 (終点)			都道府県名	市区町村名
1	5030570297	5030570554	市町村道	64	福岡県	苅田町
1	5030570297	5030570298	市町村道	67	福岡県	苅田町
1	5030570298	5030570640	市町村道	101	福岡県	苅田町
2	999999	999999		186	東京都	江戸川区

提出票の地図Noに付す番号を入れる

要望区間が分かるように、
マーカー等で印を付けて下さい

2. 要望区間の道路情報便欄付図等の地図

(2) 未採択道路の場合（道路情報便欄付図表示システムに線形の表示がない区間）

電子地図等により、区間を示した地図を作成し、周辺の収録交差点番号を記載して下さい。

また、要望する道路を特定しやすいように、路線番号や路線名が分かる場合は記載して下さい。

<提出票と見比べた例>

①	②	③	④	⑤	⑥	
地図No	要望区間		道路種別	距離 (m) [任意入力]	区間所在地	
	交差点番号1 (始点)	交差点番号2 (終点)			都道府県名	市区町村名
1	5030570297	5030570554	市町村道	64	福岡県	苅田町
1	5030570297	5030570298	市町村道	67	福岡県	苅田町
1	5030570298	5030570640	市町村道	101	福岡県	苅田町
2	999999	999999		186	東京都	江戸川区

要望区間の印（線引き等）を付す

提出票の地図Noに付す番号を入れる

路線番号 205-0900

路線番号や路線名が分かる場合は記載

要望区間の位置が分かるように
周辺の収録交差点番号を記載

収録交差点
5339461323

(参考)「道路情報閲覧付図表示システム」の利用方法について

1. 「道路情報閲覧付図表示システム」をインストールします。

「道路情報閲覧付図表示システム」は、国土交通省が運営する『特車ポータルサイト』からダウンロードできます。

↓道路情報閲覧付図表示システムのダウンロード案内ページ

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/download_binran_fuzu.html

ONLINE SYSTEM
特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き 国土交通省

道路情報閲覧付図表示システムダウンロード

道路情報閲覧付図表示システム V20250401

⇒ **プログラムのダウンロード(213MB)**

＜インストール手順＞

- (1) プログラムをダウンロードし、解凍してください。「setup2_ver20250401」フォルダが生成されます
- (2) 「setup2_ver20250401」フォルダの中にある、「道路情報閲覧付図表示システムマニュアル.pdf」をダブルクリックすると、マニュアル(PDF形式)が表示されるので、必要に応じて印刷してください。
- (3) 「setup2_ver20250401」フォルダの中にある、「setup.exe」をダブルクリックすると、インストールが始まります



※インストールや操作方法が分からない場合は、ダウンロードしたフォルダ内にある「道路情報閲覧付図表示システム操作マニュアル」(PDFファイル)をご参照ください。

2. インストール完了後、「道路情報閲覧付図表示システム」を起動します。

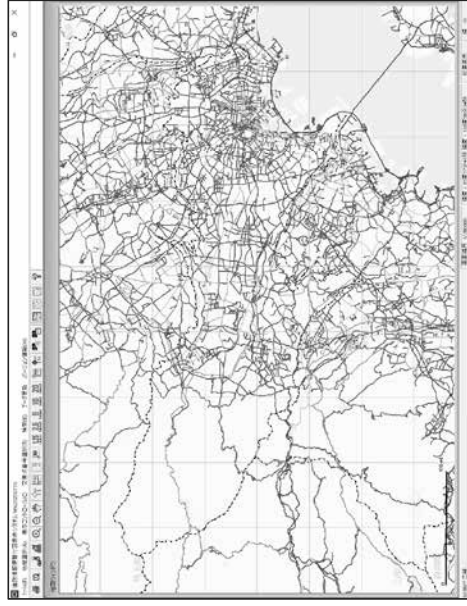
Windows10の場合、左下の「スタート」→「道路情報閲覧付図表示システム」内にある「道路情報閲覧付図表示システム Ver20250401」をクリックして起動します。



初回起動時には地域選択画面が表示されます。県にマウスカーソルをもっていくと選択される県の色が反転します。その状態でクリックします

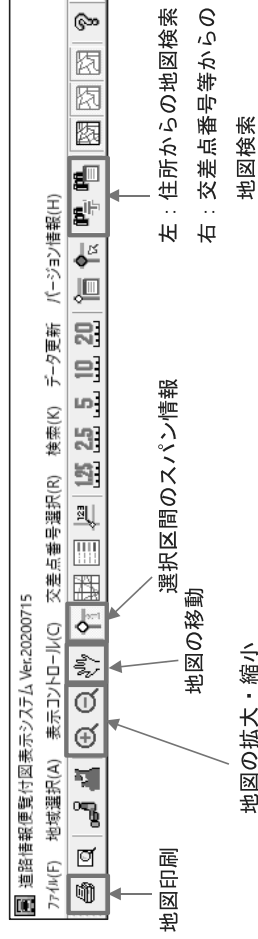


県全域の地図ウィンドウが表示されます。(図は東京都を選択した画面)



初期画面以降は、住所や交差点番号等を用いて、地図を検索することも可能。

<主なアイコンの説明>



<本システムの不明点等がある場合の問い合わせ先>

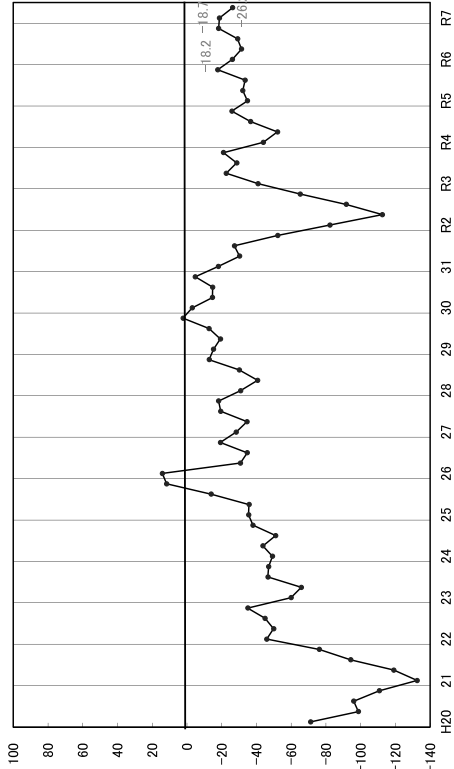
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/contact/contact.html>

システムに関する操作方法に関するご質問 システムに関するご意見・ご要望 ※システムには、以下が含まれます。 電子申請書作成システム 道路情報便覧表示システム 道路情報便覧付図表示システム	特車運用事務局 TEL▶ 048-601-3223 ✉ ktr-tokusya-info@mlit.go.jp
---	--

1 業界の景況感：今回（令和7年1月～3月期）の概況と今後の見通し

今回の状況	・輸送量は増加傾向にあるものの、燃料価格の高止まりや物価高による輸送原価の上昇を十分に転嫁できず、営業利益・経常利益が悪化傾向にあることから、景況感は前回▲18.7へ0.5ポイント悪化した。						
今後の見通し	・来期の見通しは、米国関税政策がもたらす事業環境の不透明化や人材不足、物価上昇等を反映し、景況感は今回▲18.7から▲26.2へ7.5ポイント悪化する見込みである。						
業界の景況感							
・前回より0.5ポイント悪化した。							
・今後は7.5ポイント悪化する見込み。							
		0%	20%	40%	60%	80%	100%
前回		17.0	42.6	34.5	5.8	(-18.2)	
今回		1.8	22.2	36.4	4.9	(-18.7)	
見通		1.8	14.7	41.3	40.0	2.2	(-26.2)
		■ 大幅に好転 □ やや好転 ■ 変化なし □ やや悪化 ■ 大幅に悪化					

トラック運送業界の景況感（業況判断DI）の推移（H20以降）



（注1）各グラフ（3段の棒棒グラフ）の上段は前回（R6.10月～12月期）の状況、中段は今回（R7.1月～3月期）の状況、下段は今後（R7.4月～6月期）の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。
（注2）各グラフ（3段の棒棒グラフ）の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。
（注3）各グラフ（3段の棒棒グラフ）右側にあるカット内は判断指数、各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。
A（設問Aの回答者数）＝a1+a2+a3+a4+a5（設問Aの選択肢1～5の回答数の和）
指標＝ $\frac{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)}{A} \times 100$

第129回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和7年1月～3月期

2025年3月の日銀短観調査によると、大企業の業況判断DIは製造業が12（前回比▲2）、非製造業が35（同+2）で、全体として堅調である。

しかし、トラック運送業界においては、輸送数量は増加傾向にあるものの、燃料価格の高止まりや物価高による輸送原価の上昇を十分に転嫁できず、営業利益・経常利益が悪化傾向にあることから、景況感は今回▲18.2から▲18.7へ0.5ポイント悪化した。

なお、来期の見通しは、米国関税政策がもたらす事業環境の不透明化や人材不足、物価上昇等を反映し、景況感は今回▲18.7から▲26.2へ7.5ポイント悪化する見込みである。

令和7年5月19日

公益社団法人 全日本トラック協会

2 共通の概況①:今回(令和7年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・実働率は▲1.8(前回▲0.6)と1.2ポイント悪化、実車率は▲2.7(前回0.6)と3.3ポイント悪化し、輸送効率は悪化した。 ・運転者の採用動向は▲27.6(前回▲4.5)と23.1ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は91.1(前回84.4)と6.7ポイント上昇し、労働力の不足感は一段と高くなった。
今後の見通し	・実働率は▲8.4(今回▲1.8)と6.6ポイント悪化、実車率は▲9.8(今回▲2.7)と7.1ポイント悪化する見込みである。 ・運転者の採用動向は▲23.6(今回▲27.6)と4.0ポイント上昇し、運転者の雇用動向は95.1(今回91.1)と4.0ポイント上昇し、労働力の不足感は一段と強くなる見込みである。

実働率	前回	22.7	55.8	19.5	1.9 (-0.6)
	今回	16.4	66.2	16.4	0.9 (-1.8)
	見通	10.2	72.4	16.0	1.3 (-8.4)
■ 大幅に上昇 ■ やや上昇 ■ 横ばい ■ やや低下 ■ 大幅に低下					
実車率	前回	19.5	63.6	14.9	1.9 (0.6)
	今回	15.1	70.7	10.7	3.6 (-2.7)
	見通	16.9	59.6	20.4	3.1 (-9.8)
■ 大幅に上昇 ■ やや上昇 ■ 横ばい ■ やや低下 ■ 大幅に低下					
運転者の採用動向	前回	15.6	68.2	12.3	3.9 (-4.5)
	今回	10.7	57.8	24.9	6.7 (-27.6)
	見通	0.9	56.9	23.1	7.1 (-23.6)
■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 変わらない ■ やや減少 ■ 大幅に減少					
運転者の雇用動向 (労働力の不足感)	前回	20.1	45.5	33.1	1.3 (84.4)
	今回	26.7	41.3	28.9	2.7 (91.1)
	見通	28.0	43.1	25.3	3.1 (95.1)
■ 不足 ■ やや不足 ■ 適当 ■ やや過剰 ■ 過剰					

3 共通の概況②:今回(令和7年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 所定外労働時間は▲37.3(前回▲35.1)と2.2ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲14.2(前回▲1.9)と12.3ポイント減少した。 ・ 経常損益は、運送原価アップに対して十分に価格転嫁できていない状況を反映し、▲20.4(前回▲2.6)と17.8ポイント悪化した。																												
今後の見通し	・ 所定外労働時間は▲28.4(今回▲37.3)と8.9ポイント増加し、貨物の再委託は▲16.0(今回▲14.2)と1.8ポイント減少の見込みである。 ・ 経常損益は▲47.1(今回▲20.4)と26.7ポイント悪化する見込みである。																												
所定外労働時間	<table><tr><td>前回</td><td>10.4</td><td>48.7</td><td>36.4</td><td>4.5</td><td>(-35.1)</td></tr><tr><td>今回</td><td>0.4</td><td>9.8</td><td>47.6</td><td>36.4</td><td>5.8</td><td>(-37.3)</td></tr><tr><td>見通し</td><td>3.1</td><td>7.1</td><td>52.9</td><td>32.0</td><td>4.9</td><td>(-28.4)</td></tr><tr><td></td><td colspan="6">■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 ■ 大幅に減少</td></tr></table>	前回	10.4	48.7	36.4	4.5	(-35.1)	今回	0.4	9.8	47.6	36.4	5.8	(-37.3)	見通し	3.1	7.1	52.9	32.0	4.9	(-28.4)		■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 ■ 大幅に減少						
前回	10.4	48.7	36.4	4.5	(-35.1)																								
今回	0.4	9.8	47.6	36.4	5.8	(-37.3)																							
見通し	3.1	7.1	52.9	32.0	4.9	(-28.4)																							
	■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 ■ 大幅に減少																												
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	<table><tr><td>前回</td><td>0.6</td><td>18.2</td><td>63.0</td><td>14.9</td><td>3.2</td><td>(-1.9)</td></tr><tr><td>今回</td><td>0.9</td><td>11.6</td><td>65.8</td><td>16.0</td><td>5.8</td><td>(-14.2)</td></tr><tr><td>見通し</td><td>3.6</td><td>8.0</td><td>66.2</td><td>13.3</td><td>8.9</td><td>(-16.0)</td></tr><tr><td></td><td colspan="6">■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 変わらない □ やや減少 ■ 大幅に減少</td></tr></table>	前回	0.6	18.2	63.0	14.9	3.2	(-1.9)	今回	0.9	11.6	65.8	16.0	5.8	(-14.2)	見通し	3.6	8.0	66.2	13.3	8.9	(-16.0)		■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 変わらない □ やや減少 ■ 大幅に減少					
前回	0.6	18.2	63.0	14.9	3.2	(-1.9)																							
今回	0.9	11.6	65.8	16.0	5.8	(-14.2)																							
見通し	3.6	8.0	66.2	13.3	8.9	(-16.0)																							
	■ 大幅に増加 □ やや増加 □ 変わらない □ やや減少 ■ 大幅に減少																												
経常損益	<table><tr><td>前回</td><td>0.6</td><td>28.6</td><td>40.9</td><td>27.3</td><td>2.6</td><td>(-2.6)</td></tr><tr><td>今回</td><td>0.9</td><td>24.4</td><td>34.2</td><td>34.2</td><td>6.2</td><td>(-20.4)</td></tr><tr><td>見通し</td><td>0.4</td><td>13.8</td><td>34.2</td><td>41.3</td><td>10.2</td><td>(-47.1)</td></tr><tr><td></td><td colspan="6">■ 大幅に好転 □ やや好転 □ 変化なし □ やや悪化 ■ 大幅に悪化</td></tr></table>	前回	0.6	28.6	40.9	27.3	2.6	(-2.6)	今回	0.9	24.4	34.2	34.2	6.2	(-20.4)	見通し	0.4	13.8	34.2	41.3	10.2	(-47.1)		■ 大幅に好転 □ やや好転 □ 変化なし □ やや悪化 ■ 大幅に悪化					
前回	0.6	28.6	40.9	27.3	2.6	(-2.6)																							
今回	0.9	24.4	34.2	34.2	6.2	(-20.4)																							
見通し	0.4	13.8	34.2	41.3	10.2	(-47.1)																							
	■ 大幅に好転 □ やや好転 □ 変化なし □ やや悪化 ■ 大幅に悪化																												

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第129回調査は、令和7年4月1日に、モニターに対して調査開始、令和7年4月30日回収分までを集計。

特種	一般	回答事業者全体
51	412	432

4 一般貨物:今回(令和7年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 一般貨物では、運賃・料金の水準は34.3(前回47.1)と12.8ポイント悪化したものの、輸送数量は1.9(前回1.3)と0.6ポイント改善したことから、営業収入(売上高)は4.3(前回3.3)と1.0ポイント改善した。 - 営業利益は運送原面上昇に対して価格転嫁が追いついていないことから、▲23.7(前回▲9.2)と14.5ポイント悪化した。
今後の見通し	- 一般貨物では、輸送数量は▲1.4(今回1.9)と3.3ポイント悪化、運賃・料金の水準は17.9(今回34.3)と16.4ポイント悪化することから、営業収入(売上高)は▲6.8(今回4.3)と11.1ポイント悪化する見込みである。 - 営業利益は、来期の事業環境の不透明感を反映し、▲44.4(今回▲23.7)と20.7ポイント悪化する見込みである。

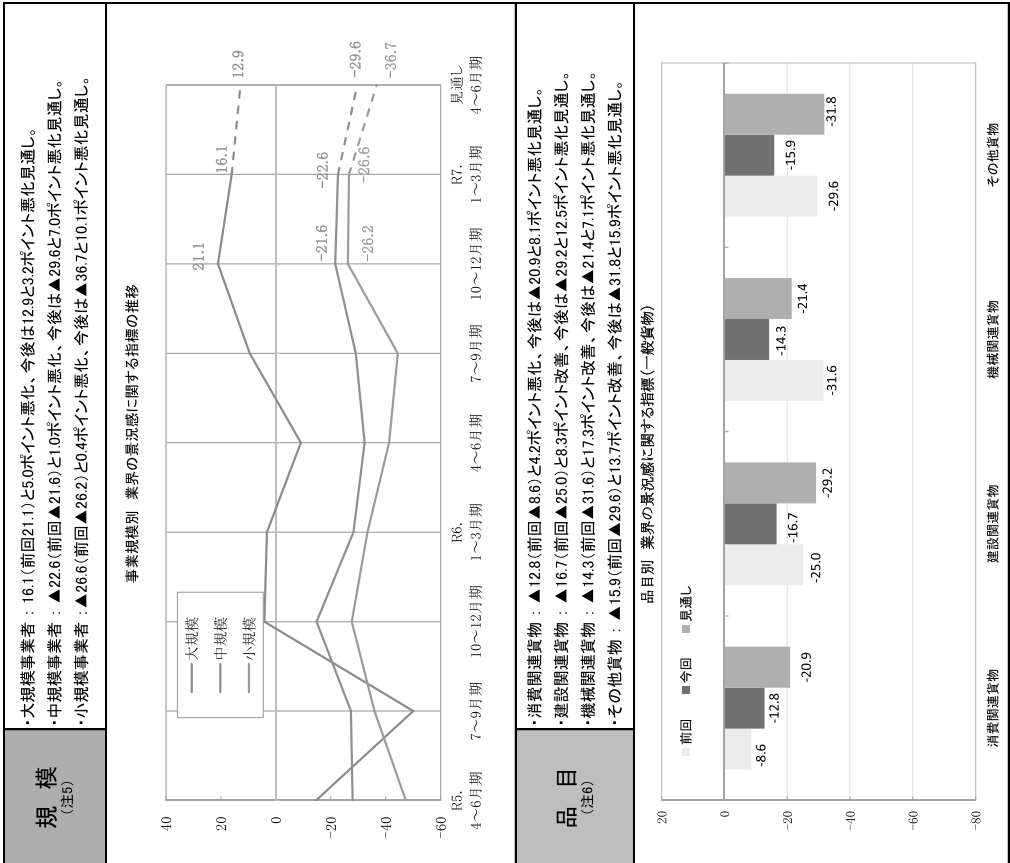
輸送数量	・前回より0.6ポイント改善した。 ・今後は3.3ポイント悪化する見込み。		
	運賃・料金の水準	・前回より12.8ポイント悪化した。 ・今後は16.4ポイント悪化する見込み。	
	営業収入(売上高)	・前回より1.0ポイント改善した。 ・今後は11.1ポイント悪化する見込み。	
営業利益	・前回より14.5ポイント悪化した。 ・今後は20.7ポイント悪化する見込み。		

※特積貨物の増減は、「正転貨物」及び「転転以外」の各増減を統合

5 特積貨物:今回(令和7年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 特種貨物では、輸送数量は8.1(前回6.5)と1.6ポイント改善、運賃・料金の水準は40.5(前回38.7)と1.8ポイント改善し、営業収入(売上高)は5.4(前回3.2)と2.2ポイント改善した。 ・ 営業利益は▲2.7(前回▲3.2)と0.5ポイント改善した。
今後の見通し	・ 特種貨物では、輸送数量は▲2.7(今回8.1)と10.8ポイント悪化、運賃・料金の水準は37.8(今回40.5)と2.7ポイント悪化することから、営業収入(売上高)は▲2.7(今回5.4)と8.1ポイント悪化する見込みである。 ・ 営業利益は▲16.2(今回▲2.7)と13.5ポイント悪化する見込みである。
輸送数量	
前回	25.8 54.8 19.4 (6.5)
今回	5.4 13.5 67.6 10.8 2.7 (8.1)
見通	2.7 27.0 40.5 24.3 5.4 (-2.7)
運賃・料金の水準	
前回	41.9 54.8 3.2 (38.7)
今回	54.1 32.4 13.5 (40.5)
見通	54.1 29.7 16.2 (37.8)
営業収入(売上高)	
前回	35.5 41.9 12.9 9.7 (3.2)
今回	35.1 35.1 29.7 (5.4)
見通	13.5 70.3 16.2 (-2.7)
営業利益	
前回	22.6 58.1 12.9 6.5 (-3.2)
今回	2.7 45.9 0.0 48.6 2.7 (-2.7)
見通	21.6 43.2 32.4 2.7 (-16.2)

6 事業者特性別の特徴①：規模別・品目別 業界の景況感

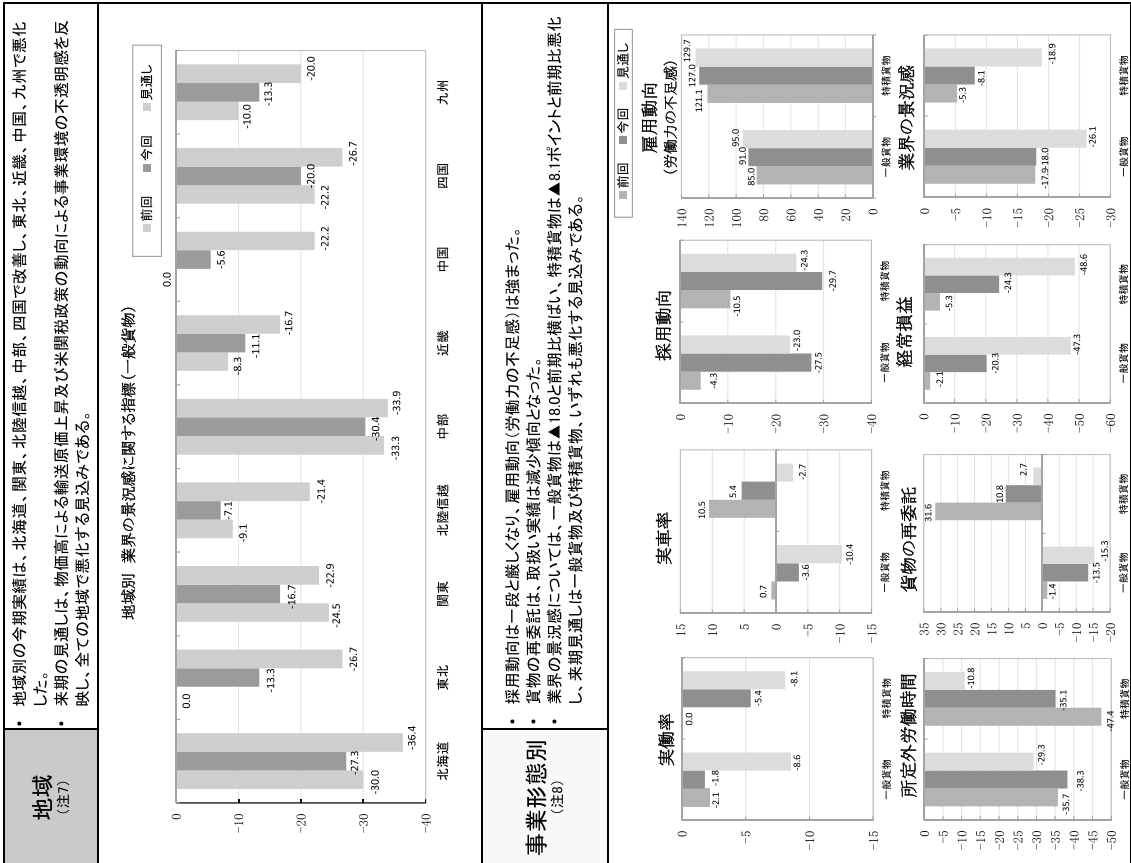


(注5) 規模別分類
大規模事業者：101面以上 中規模事業者：21面以上100面以下 小規模事業者：20面以下

(注6) 品目別分類
消費関連貨物：農水産品、食料工業品、日用品など
建設関連貨物：林産品、砂利、砂、石材、建設用資材、窯業品（セメント等）など
機械関連貨物：電気機械（家電含む）、輸送機械（自動車等）など
その他貨物：石炭、原油、石油、化学、紙・パルプなど

品目別業界の景況感に関する指標は、「一般貨物」の輸送品目について1位の回答を反映している。

7 事業者特性別の特徴②：地域別・事業形態別 業界の景況感等



(注7) 地域分類は地方運輸局管轄地域区分に基づく。なお、グラフは一般貨物の事業者のみ集計している。

(注8) 事業形態の分類は、「一般貨物」及び「特種貨物」である。

軽油価格の調査結果（3月分）

3月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		134.96	124.51	135.17
全国(沖縄除)		132.71	123.72	133.31

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		135.02	124.00	135.51
出光昭和シェル		140.27	124.89	133.57
キグナス				
コスモ		130.50	122.68	141.45
その他		129.05	125.38	135.22

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		135.38	124.34	136.83
30～50キロ リットル未満			125.35	126.00
50～100キロ リットル未満		123.50	124.41	123.70
100キロ リットル以上		138.00	124.09	124.82

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		137.34	127.94	130.80
30～60日未満		133.17	124.27	135.76
60日以上		139.31	123.10	130.85

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年11月		125.66	115.56	127.89
2024年12月		126.59	116.97	129.18
2025年1月		131.94	121.18	132.32
2025年2月		132.57	122.01	133.01
2025年3月		134.96	124.51	135.17

※消費税抜きの価格



第 1 回総務委員会の開催状況について

去る5月13日(火)13時30分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員10名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶があり、議長に井石委員長を選出し、上程された議案について審議され、一部理事会資料追加との意見が出され、それ以外は原案どおり承認されました。



井石委員長・田川副委員長



永野副会長



第1回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について

日時 令和7年5月19日(月) 12:30~13:20

場所 長崎市松原町2651-3「県ト協研修会館」

出席者 馬場会長ほか27名

協議事項

- (1) 新規加入事業者等の承認について
- (2) 令和7年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について
- (3) 令和7年度助成事業について
- (4) 令和6年度会務及び事業報告について
- (5) 令和6年度収支決算報告について
- (6) トラックドライバーコンテストについて
- (7) 事務局職員の人事（昇格）について
- (8) 新規職員（参与）の採用について
- (9) 職員給与規程及び職員退職金規程の一部改正（案）について
- (10) 第30回全国トラック運送事業者大会について



馬場会長

報告事項

- ・理事の辞任について
- ・事務局職員の人事について

理事会は、原野部長の開会と定足数の報告で始まり、議長に馬場会長を選出し、上程された議案について審議され、原案どおり承認されました。



第39回（2025） 長崎県トラックドライバーコンテストについて

（公社）長崎県トラック協会

毎年、開催しています「トラックドライバーコンテスト」を下記のとおり実施します。

出場を希望される事業所は、締切日（6月30日）までに所属支部へのお申込みをお願い致します。

（申込時に運転記録証明書の申請に係る委任状（支部備付け）を提出して頂きます）

なお、各部門の1位入賞者は、全国大会（10月開催予定）へ県代表として派遣されます。

記

1. 日時及び開催場所

令和7年7月26日（土）午前10時より

長崎市松原町「長崎県トラック協会研修会館」

2. 競技科目

筆記試験60分（交通法規20問・構造機能15問・運転常識15問）

3. 出場選手と資格

各支部から選抜されたトラック運転者15名（予定）とします。

○ 11トン部門 5名 ○ 4トン部門 5名 ○ トレーラ部門 5名

* 29回大会より女性部門を廃止し、性別を問わず、希望する部門に出場することとします。

4. 表彰

（1）長崎県トラック協会会長賞〔各部門第1位〕（予定）

（2）参加賞〔出場者全員〕

5. 全国大会派遣

（1）各部門の1位入賞者及び女性の最高得点者のうち協会長が県代表として相応しいと認める者を
全国大会（開催予定：10月）に派遣します。

但し、女性部門を除き同一事業所（者）からの出場は1名限りとし、この場合、次点者を順次
繰り上げます。

（2）全国大会出場選手の経費は県ト協で負担します。

6. その他

（1）県大会出場者に対する日当（1人7,000円）を県ト協で負担します。

（2）出場選手の運転記録証明は県ト協で一括申請し、発行を受けます。

ご不明な点などありましたら、所属支部又は協会本部にお問合せ下さい。

令和7年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申 請 期 間：7／1（火）～12／19（金）** ※免許等取得促進助成事業は**1／30（金）**まで
実績報告期限：2／20（金） ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3／19（木）**まで
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

2. 助成事業一覧

助成事業		概 要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2（上限5千円／台） 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2（上限1万円／台）
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円／台) ②機器価格(税抜)の1/2（上限10万円） ⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む) (上限10万円)
	その他条件等	* ②は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 * ②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 * ④は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 * ⑤は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑥は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	全ての機器が対象 * 協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2（上限2万円／台）
	その他条件等	* Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 * 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1（上限5万円／台）
S A Sスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額（上限2,500円／人）
安全運転研修 (ドライバー等 安全教育訓練 促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育（研修）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費（宿泊費等含）の全額又は一部及び交通費（離島地区外5千円、離島地区1万円） ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修（1泊2日）：55,440円（受講料の全額）＋交通費 ②一般・初任ドライバー研修（2泊3日）：53,900円（受講料77,000円の7割）＋交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修（2泊3日）：53,900円（受講料77,000円の7割）＋交通費 ⇒全ト協特別研修 * 受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 * ②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成（77,000円）
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
初任運転者 特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育（初任）の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
高齢運転者 安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 * 適齢診断を受診することが出来ます。 * 講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで

助成事業		概 要
健康診断 受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.2.20 ※令和 7 年 4 月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の 1、2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 1,500 円
安全性評価事業 認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から 2 週間以内
運転記録証明書 取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	助成上限	当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
	助成金額	運転者 1 名につき 670 円
適性診断 （特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 （一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 2 0 万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 * 令和 6.4.1～令和 7.2.21 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 両まで
	助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	保証料の 1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 2 0 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.1.30 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引：取得費用(税抜)の 1/2(上限:大型 15 万円、中型・けん引 10 万円) フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	受講料の 2/3（県ト協 1/3・全ト協 1/3）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和7年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申し込みについては直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

◆適性診断（初任・適齢） *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 *開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗）指導者研修 *開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

	診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催（新西海）	A 適性診断（初任・適齢）	15・16	21	9・10	15	26・27	17	6・7	18	16・17	14
	B 初任運転者特別指導講習会	17～18	22～23	11～12	16～17	28～29	18～19	8～9	19～20	18～19	15～16
	C 高齢運転者安全運転研修						10				
福岡開催（おんが）	D 一般・初任貨物運転者研修		24～25	7～8 14～15	5～6		6～7	11～12	8～9		17～18
	E 添乗（同乗）指導者研修						27～28				
	全 一般・初任運転者研修	12～14		21～23					15～17		
	ト 添乗・指導管理者研修		17～19		19～21						
	協 一般・事故再発防止研修							18～20			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：岩崎・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日(年齢)	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
1	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地:長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)

○持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30 ~ 9:00

○講習時間 9:00 ~ 17:30

○持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)

○そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

★ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。



申 込 先

新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望 研修当日、適齢診断の受診を希望するか☐ ※受診時間は約2時間	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名			
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施日】 令和7年9月10日(水)

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】 ●受付時間 9:00～9:30
●研修時間 9:30～15:00
●実施場所 新西海自動車学校
●その他 昼食(弁当)の希望有無は別途案内予定

- ・研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合せをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会 長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。）

No.	研 修 内 容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2 日（13 時間）	
2	初任運転者研修 2 日（15 時間）	
3	添乗（同乗）指導者研修 2 日（13 時間） ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20 時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記 1 の 研修No. を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受 講 者 氏 名	性 別	年 齢	生年月日	採 用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領：要・不要
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領：要・不要

※交通費助成申請 ☐ 離島地区外：5 千円 ☐ 離島地区（五島、上五島、奄岐、対馬）：1 万円

【 注 意 】

※ 研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで

※ 受講料（55,440 円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の 10 日前までに、下記の研修施設へ FAX で提出してください。

・ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200 円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

今春の3月17日18:30分頃、入浴中だった私に上司から、「ドライバーのKさんが会社の駐車場で体調が悪くなり、自分で救急車を呼んだみたいで、至急状況を確認してほしい。」との連絡があった。電話を切ってすぐに、Kさんから着信があったことに気づいた。

まず私は消防署に電話をかけ、救急車がどこに向かうのかを確認しようとしたが、まだ搬送先が決まらず駐車場にいと聞き、すぐさま会社に向かった。そこには救急車がまだ停まっております、Kさんの息子さんもその近くにいた。そこで息子さんから話を聞くことができ、様々な、なぜ?を確認することができた。

Kさんは日曜日にも関わらず、担当車両のマーカーランプを自分の好みの色に変更しようとしていて、急に気持ちが悪くなり嘔吐、自ら救急車を手配し、息子さんや私に電話をくれたそう。

私は不意に、2月に脳内出血で亡くした祖母を思いだし、「Kさんは無事でいてくれ」と切に願った。その後ようやく搬送先が決まり、到着した病院では緊急手術が11時ごろからやっと始まった。「手術は1時間ほどで終わる」と言われていたので、終わるのをそのまま病院で待っていたが、12:30分になっても終わらず、看護師さんから「会社の方はお帰り下さい」と言われたため、仕方なく帰宅することにした。

手術から5日後、私の願いも叶わず、「Kさ

んは家族に看取られて息を引き取ったそうだと上司に聞いた。金曜日の午後2時ごろ、いつもの冗談話をして元気に帰社したKさんの姿が、私の中での彼の最期の姿となった。帰るときにはあんなに元気だったKさん。電話を取れなかった事が心残りではない。

「もし私が早く連絡を受けていれば、最悪の事態は免れたのでは・・・」と思うと、辛い気持ちでいっぱいになる。

日本のトラックドライバーの死因は、脳血管

疾患・心臓疾患による過労死が主な死因と言われており、高血圧症：肥満：糖尿病など過労死の原因として「偏食：運動不足」と指摘する方もいる。

当社では現在、年に2回、全ドライバーに健康診断を受けさせている。そして再検査を受けたドライバーは、医師から再指導を徹底し、病気の早期発見に努めている。今

回のように急に体調が悪化する健康起因による事故がよく報道されていますが、ドライバーが長く勤められるように健康管理をするのも私、運行管理者の使命と認識し、点呼時の日々の体調管理を怠らず徹底し、全従業員のみならず、その家族の生活を守るよう意識向上に努め、一人一人に伝わるように労いの言葉を掛け合いながら、「事故防止は健康管理から」をモットーに管理者としての役割をこれからも果たしていきます。

ドライバー体験記

運行管理者としての役割と使命

(東北) シンセイプロロジスティクス(株)

円谷 聡美



STOP・熱中症！ 熱中症対策が義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。
熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業では、熱中症による死亡災害が急増しています（令和5年1人、令和6年6人）

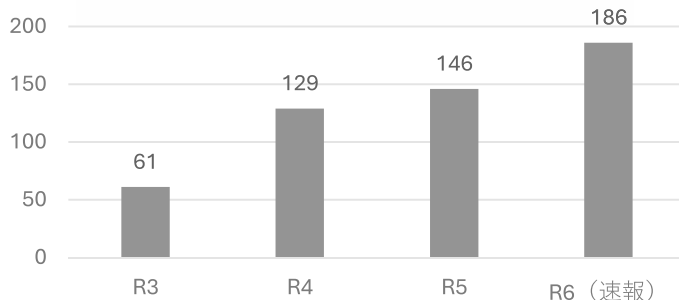
発生月	業種	年代	気温℃	事案の業務・作業概要
7	陸上貨物取扱業	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのビックング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送ドライバー。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務ドライバー。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業中。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務ドライバー。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業中。
9	一般貨物運送事業	40歳代	29.6	ドライバー。天井クレーンを用い、トラックの荷台上でパイプ束の玉掛け作業中。

休業4日以上[※]の死傷災害も近年増加の一途を辿っており、陸運業にとって熱中症対策は喫緊の課題です。

なお、熱中症はドライバーだけでなく、**構内作業**者によるものも増加しており、注意が必要です。

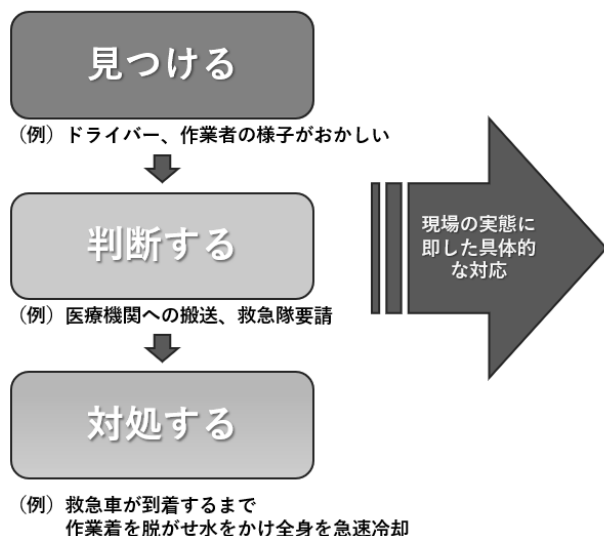


運送業における熱中症の推移（人）



熱中症対策の義務化により、以下の取組が必要となります。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」

が事業者に義務付けられます。

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

【対象となる作業】

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー）

【対象となる作業】

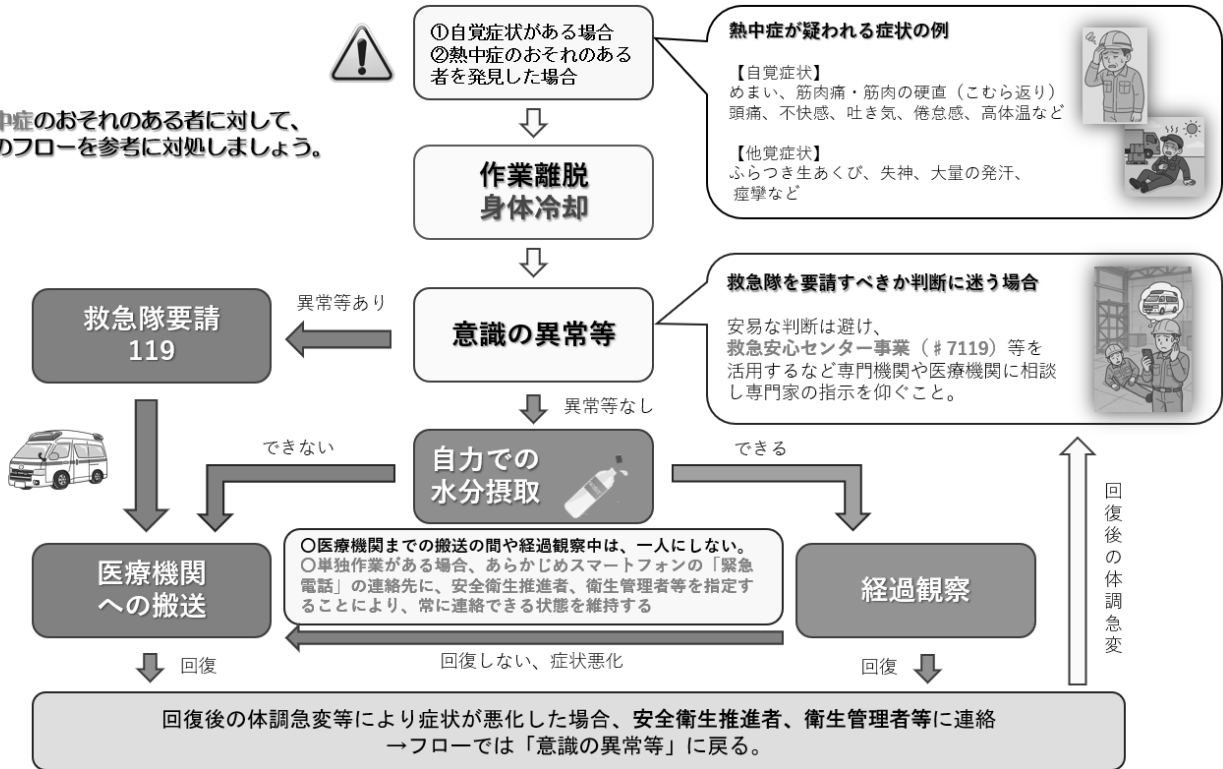
WBGT（暑さ指数）28度以上
又は気温31度以上の環境下



連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認

熱中症のおそれのある者に対して、
右のフローを参考に処置しましょう。



いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品

2025.05

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和6年5月1日から9月30日まで（重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

厚生労働省では、令和7年4月15日に、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）を改正し、事業者に対し、熱中症を発症した者の早期発見のための体制整備等を義務付けます。

本稿では、令和7年6月1日に施行される改正安衛則の改正経緯及び内容について説明します。職場における熱中症対策にご活用ください。

1 熱中症による労働災害の発生状況

令和6年の職場における熱中症による死亡者数は30人であり、令和4年、5年と引き続き、3年連続で30人以上となっております。また、休業4日以上の死傷者数は、令和5年では1,106人となっております。また、夏季（6月から8月）の気温偏差については年々微増傾向にあり、熱中症のリスクは年々高まっていると言えます（図1）。

業種別の熱中症による休業4日以上の死傷災害の発生状況を見ると、過去5年間（2019年～2023年）で捉えると、建設業、製造業、運送業という順で多く発生しています（図2）。また、死亡災害では、建設業が最も多く54人、次いで製造業、警備業の18人となっております（図3）。特に建設業の事業場に対する助言時にはこのことを改めてご認識の上、対応いただきたいと思います。

図1

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）

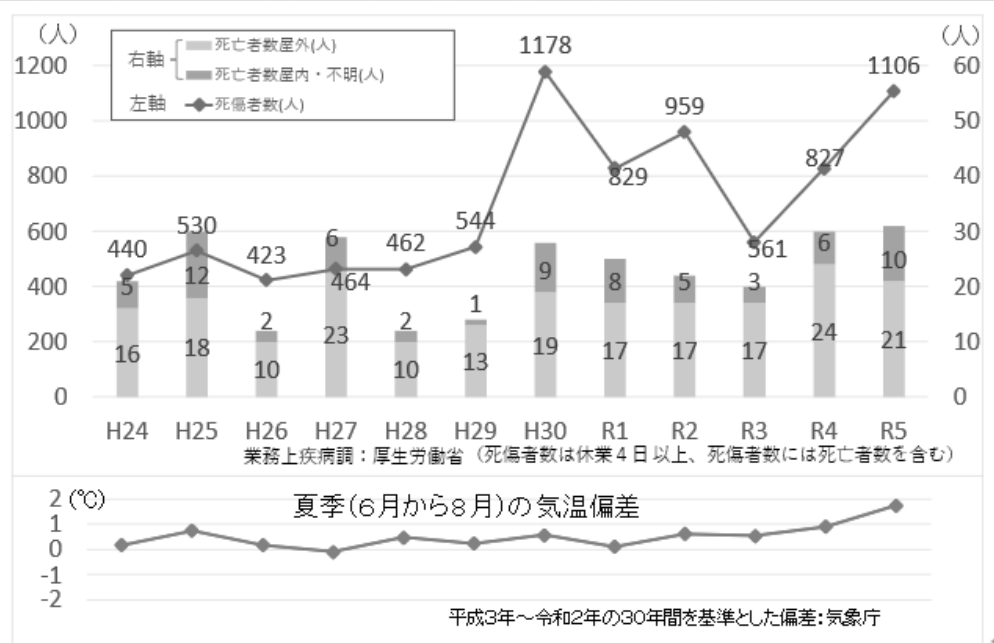


図 2

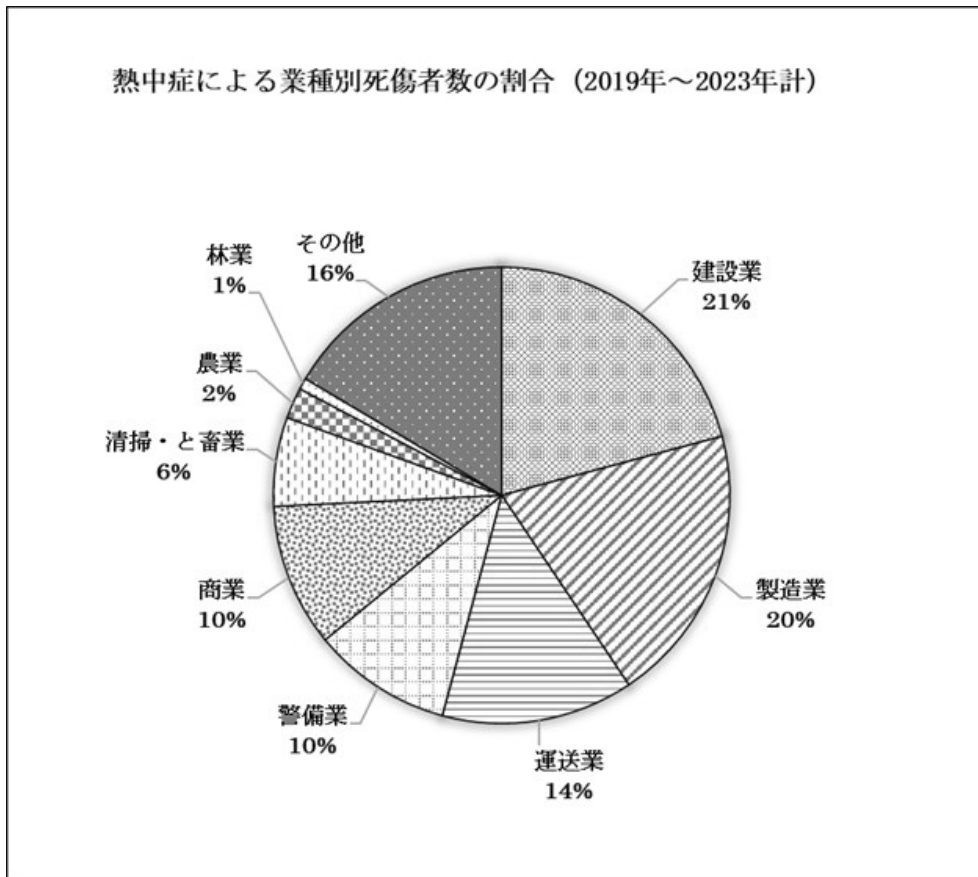
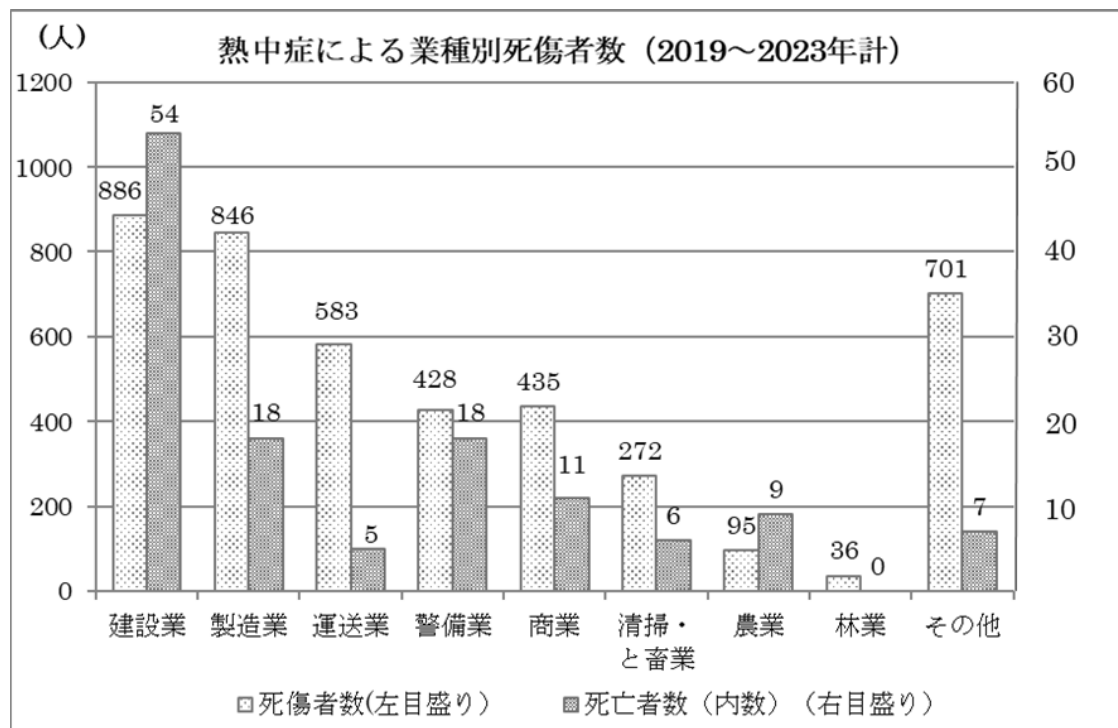


図 3



2 職場における熱中症による死亡災害の詳細な傾向と有識者ヒアリング

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、熱中症による死亡災害を減少させるため、令和2年～令和5年の熱中症による死亡災害103件の分析を行いました。この分析では、熱中症による死亡災害には以下の傾向があることが分かりました。

- ① 死亡災害の約7割は屋外作業で発生しているため、気候変動の影響により更なる増加が懸念されること
- ② 103件のうち、100件が「初期症状の放置・対応の遅れ」により死亡災害に至ったこと
- ③ 「初期症状の放置・対応の遅れ」の要因としては、症状が重篤化した状態で発見される「発見の遅れ」と医療機関に搬送しない等の「異常時の対応の不備」に大別されること

災害分析の結果からは、早急に求められる対策として、「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要であると考えられます。

併せて、このような状況を踏まえ、厚生労働省では、令和6年10月に、有識者によるヒアリングを実施しました。ヒアリングの結果、有識者からは以下の意見をいただきました。

- ① 「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
- ② 熱中症を重篤化させないためには、以下の2点が重要
ア 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
イ 異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への移送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
- ③ 熱中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記ア、イの具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。
- ④ 具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによることが必要であるが、WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。
- ⑤ 異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、バディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とすべき。
- ⑥ 異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業員に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

3 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

厚生労働省では、熱中症による災害発生状況や、災害分析、有識者ヒアリング、関係業界との意見交換を踏まえ、今後の熱中症対策として熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、事業者に対し、

① 熱中症のおそれがある作業*を行う際に、

- ・ 「熱中症の自覚症状がある作業中者」
- ・ 「熱中症のおそれがある作業中者を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業中者に対して周知すること

② 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ・ 作業からの離脱
- ・ 身体冷却
- ・ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ・ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業中者に対して周知すること

※ 「熱中症のおそれがある作業」とは、WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

を義務付ける改正安衛則を、令和7年4月15日に公布しました。改正安衛則は、同年6月1日から施行されますので、事業者に対する助言を行う際はこちらについて周知をお願いします。

特に、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な実施手順については、図4や図5に例示するフロー図を参考に、事業場

ごとに業務実態に合わせてあらかじめ決めていただくことが必要となります。事業場独自に決めていただいても結構です。また、事業場において熱中症の症状が疑われる場合の報告先については、必要に応じて、図6の例などを参考に掲示いただきたいと考えています。

4 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」について

厚生労働省では、労働災害防止団体や関係省庁と連携し、毎年5月から9月まで、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。これにより、全ての職場において熱中症対策が講じられるよう広く呼びかけています。

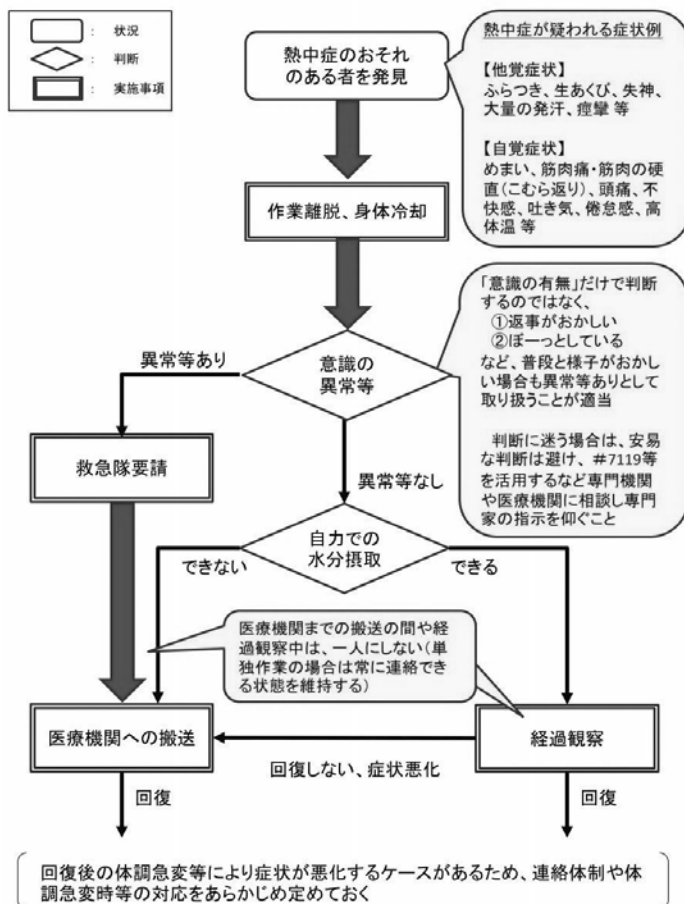
本キャンペーンでは、特に次の3点について重点的に呼びかけています。

- ・ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- ・ 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置が

図4

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）

別添①



陸運と安全衛生 No.676

できるための体制整備等を行うこと

- ・ 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと

職場における労働衛生対策は、作業環境管理、作業管理、健康管理の3管理が基本です。これに労働衛生管理体制と労働衛生教育を加えた5原則は、熱中症対策においても基本となる取組です。そのため、まず、どのような作業環境なのかを知ることが必要です。自分たちの作業現場は、熱中症の危険性がどの程度なのか、高まっているのかを、客観的に確認するため、暑さ指数（WBGT）を把握し、作業場所において基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じることが必要です（例えば、酸欠のリスクのあるタンクに、酸素濃度を測らないで入ることはあり得ませんが、熱中症対策では暑さ指数（WBGT）の把握に相当するので、対策を講じる上で極めて重要といえます）。

暑さ指数（WBGT）の把握は、WBGT 測定計（JIS 準拠のものを使用ください）で自分の職場を測定することが基本ですが、できない場合は、熱中症予防情報サイトで確認してください（二次元コードはこちら→）。

なお、本年から改正気候変動適応法が施行され、令和3年からの「熱中症警戒アラート」を「熱中症警戒情報」として法に位置付け、「熱中症特別警戒情報」が新設されました。それに基づき、「熱中症特別警戒アラート」、「熱中症警戒アラート」が発令されることになりました。「熱中症警戒アラート」は、昨年約1,700回発表され、一昨年の約1.4倍に達しましたが、「府県予報区内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33に達すると予測される場合」に発令されます。

本年から新たに発令される「熱中症特別警戒アラート」は、「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35に達すると予測される場合」に発令されます。「熱中症警戒アラート」は前日午後5時及び当日午前5時

図5

熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図) 別添②

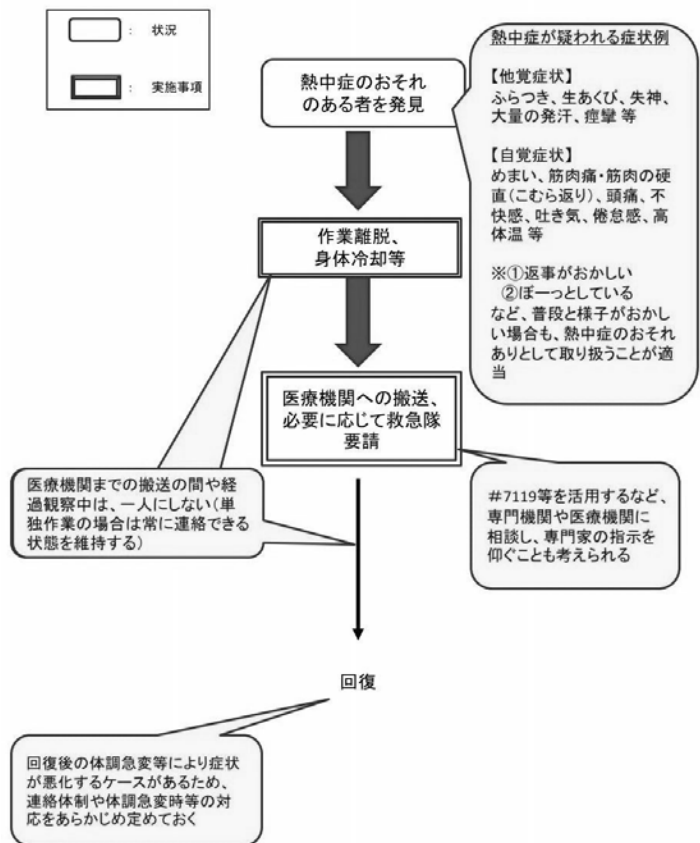


図6

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）
代理 〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）



熱中症予防
情報サイト

陸運と安全衛生 No.676

頃、「熱中症特別警戒アラート」は前日午後2時頃に発表されるので、あらかじめ発令状況を確認した上で、当日または翌日の作業計画を立てることも重要です。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」では、まず暑さ指数（WBGT）を把握し、それに応じて対策を講じることを求めています。暑さ指数（WBGT）を把握していない職場では、ぜひ実施してください。なお、実測した暑さ指数（WBGT）は、作業ごとの身体作業強度や衣類、暑熱順化の状況によって評価する必要があります。

特に、キャンペーンの重点取組期間（7月）中に、事業者において実施していただきたい事項は次のとおりです。

(1) 作業環境管理

暑さ指数（WBGT）の低減対策について、効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

(2) 作業管理

① 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿ってそれを行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

② 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等による確認の徹底を図る。

(3) 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認、巡視の頻度を増やす。

(4) 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

(5) 異常時の措置

キャンペーン期間中に実施する異常時の措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。

5 おわりに

熱中症は、適切な予防法を知っていれば（ほとんどの場合）防ぐことができるといわれます。「自分たちの職場から熱中症による死傷者を出さない」という決意を持って対応いただければと思います。本稿で紹介したデータ等は厚生労働省ホームページで提供していますので、ぜひご活用いただき、職場における熱中症対策に一層取り組んでいただければと思います。

【厚生労働省からのお知らせ】

令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

厚生労働省は、5月から9月まで、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

「熱中症予防のための情報・資料サイト」、「職場における熱中症予防情報」等の情報を活用いただき、熱中症予防対策にお取り組みください。

熱中症予防のための情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html

職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

主唱：厚生労働省／労働災害防止団体等

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン



厚生労働省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会などでは5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。運送業における熱中症による死傷者数(速報値)は3年連続で増加しており、建設業、製造業に続き全業種のうち14%を占めています。また今年度は熱中症を重篤化させないための対策が罰則付きで強化されます。陸災防では熱中症対策用のグッズ、小冊子を会員様向けに特別価格で販売いたします。

A 熱中対策ウォッチ カナリアPlus™

通常価格 6,930円 ▶ 会員特別価格 6,237円 (税込)

“あなたが熱中症になる前に音と光でお知らせ”します

NEW

熱中対策ウォッチ カナリアPlus™の特徴



日本製NETIS登録技術 特許取得済み技術 Biodata bank

使い方



暑熱下のリスクを検知して、あなたが一大事になる前にアラームとLED表示でお知らせし、塩分・水分補給や涼しい場所での休息を促す、5ヶ月使い切りのウェアラブルデバイスです。※数量に限りがあります。なくなり次第終了となります。

01 簡単操作

電源ボタンを押し、手首に着用するだけでそのままご利用いただけます。

02 耐久性

防塵・防水性能は安心のIP67、夏のヘビーユースを想定した設計です。

03 管理不要

ワンシーズンで使い切りというコンセプトで充電する手間はありません。

B マジクールEX

通常価格 1,628円 ▶ 会員特別価格 1,384円 (税込)

水を含ませて首に巻くだけで
冷感が長時間持続するネッククーラー



繰り返し使えるので
エコで経済的!

MAGICOOL™

●サイズ:H55×W570mm



熱中症対策のための「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」が事業者で義務化されました。(2025年6月より施行)



安全衛生ポスター
熱中症・現場対応



安全衛生ポスター
熱中症・暑さ指数



安全衛生ポスター
見逃さないで・熱中症



実践ポスター 熱中症・対策強化

通常価格 330円 ▶ 会員特別価格 280円 (税込)

通常価格 462円 ▶ 会員特別価格 392円 (税込)

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品

STOP! 熱中症

クールワーウキャンペーン



G 働く人の熱中症予防 ～暑さから身を守ろう～

通常価格 110円

▶ 会員特別価格 94円 (税込)



中央労働災害防止協会 編

8頁 / 4色刷 A5判

熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、救急処置などについてイラスト入りでわかりやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイススラリーによるプレクーリングの効果なども紹介。

改訂 第2版 熱中症・夏場対策にはこの一冊！

発症時、
緊急時の
措置を確認！

H リスクを知って防ごう熱中症

通常価格 275円

▶ 会員特別価格 238円 (税込)



堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編

16頁 / 4色刷 A6判

現場の職長、リーダー向けにまとめた熱中症予防対策ポケットブック。暑さ指数(WBGT)の確認や作業者の健康状況など、朝礼時や作業中のチェックリストに加えて、救急処置の方法についても紹介。現場の日常的な管理に最適。

改訂 第4版

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品 申込書

お申込先 FAX 03-3453-7561 (こちらの商品のご注文は FAX のみで承っております)

■ FAX送信用ご注文書

2025

貴社名					
ご住所〒					
ご所属		ご担当者			
TEL		FAX			
品 名	No.	金 額 (税込)	数 量		
★ A 熱中対策ウォッチ カナリア Plus	45383	6,930円 ▶ 会員特別価格 6,237円			
★ B マジクール EX	45366	1,628円 ▶ 会員特別価格 1,384円			
★ C 安全衛生ポスター 熱中症・現場対応	31942	330円 ▶ 会員特別価格 280円			
★ D 安全衛生ポスター 熱中症・暑さ指数	31910	330円 ▶ 会員特別価格 280円			
★ E 安全衛生ポスター 見逃さないで・熱中症	31892	330円 ▶ 会員特別価格 280円			
★ F 実践ポスター 熱中症・対策強化	31513	462円 ▶ 会員特別価格 392円			
★ G 働く人の熱中症予防 ～暑さから身を守ろう～	21548	110円 ▶ 会員特別価格 94円			
★ H リスクを知って防ごう熱中症	21630	275円 ▶ 会員特別価格 238円			

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

① 図書一冊のみを購入した場合	440円
② ポスター1枚のみをご購入の場合	880円
③ 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合	990円
④ 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合	1,870円
⑤ 購入図書・用品の合計額が22,000円以上110,000円未満の場合	2,640円
⑥ 購入図書・用品の合計額が110,000円以上の場合	無料

※ 新製品については、入荷状況により発送が遅れる場合があります。
【キャンセル】ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。
【返品・交換】商品の不具合、当方の不備を除き、お客様の都合によるご注文商品の返品・交換はお受けできません。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857

商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたと自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushujpnecat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28

電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。

九ト交協の取扱商品

自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大 **70%** の優良割引

デジタコ搭載車は **2%** 割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる **一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で **一括契約割5%**

契約台数に応じた **多数契約割引!!**

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

自賠償共済 ～長崎県下10社の代理店～

損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が出た場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)

安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。



～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえと思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていませんでしたが、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

CASE 2

■ スムーズに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

4つのRでめざそうゴミゼロ！



Refuse (リフューズ 断る)

使い捨てのものは断ろう！

Reduce (リデュース 減らす)

必要なものだけ購入しよう！

Reuse (リユース 再使用)

使えるものは繰り返し使おう！

Recycle (リサイクル 再生利用)

ごみを分別してリサイクルしよう！

レジ袋
いりません



《リフューズ》



《リデュース》



《リユース》



《リサイクル》

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



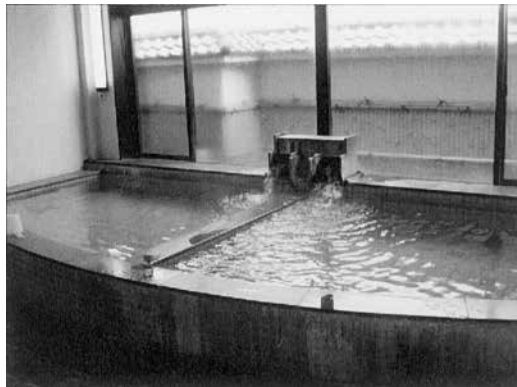
シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)

チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



- 料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
- ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

- 料金 100円で7分間
- ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます

(オーダーストップ 20時)

※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………900円(税込)
- トルコライス……………1,350円(税込)
- かつ丼……………980円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,350円(税込)
- カツカレー……………1,050円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室

女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

大型トラック(トレーラ含)・・・40台

中型トラック……………5台

小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km

(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション

長崎県諫早市貝津町1051-12

TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ ご希望の教材に○印をお願いします

※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人で行える日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
健康管理		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: — —	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

FAX:095-839-8508

注文日: 令和 年 月 日

注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	880 (R7.4~)
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
		その他 ()			

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製のチャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 ☐ 協会にて受け取り(月 日 来協予定) ☐ 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名	TEL		
	FAX		
帳票類送付先	☐ に✓して下さい ☐ 会員名簿住所へ送付 ☐ 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - *上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より
 ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届
 ★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日 /
	確認	

合計金額	入金日 /
------	----------

ながさきデコ活

やってみよう!

ゼロカーボン アクション12

地球温暖化対策として、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」

6月のテーマは「4R」です。ぜひ実践してみてくださいね。

6月の
テーマ

『4R』 できることから始めよう♪ 4つの行動〈Part1〉

リフューズ



必要ない
プラスチック製品は
断ろう

リデュース



詰め替え用品を
選ぼう

リユース



フリマやリユースショップ
を活用しよう

リサイクル



資源になるものを
分けて出そう

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課・資源循環推進課

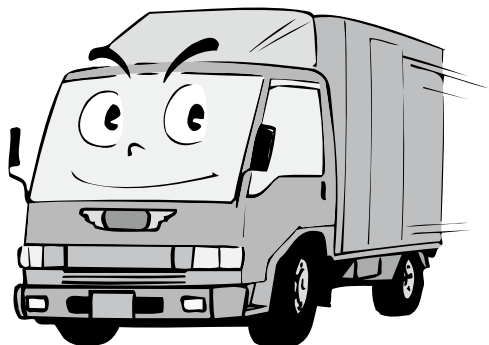
長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索

TEL: 095-895-2512

デコ活
くらしの中のエコろがけ





便利でも

頼り過ぎない

バックアイ

(兵庫) (株) KTL

上村 雄二

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発 行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印 刷 所 株式会社 昭 和 堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「運ぶ」を究め、運搬と生産のなかで
ISUZU

もっと走れる 明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新しいGIGAは生まれました。
「運ぶ」という輸送産業のビジネスにおいて、
トラックに必要とされる様々なニーズを。
先進の技術やデジタルパワーで革新的に解決、低減し
より豊かな安心を生み出します。
ぜひなら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1522番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有明町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-68-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。





日野プロフィア(大型トラック)



日野レンジャー(中型トラック)



日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東乙88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

長崎支店 / 長崎県小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588